

(目的)

第1条 この規則は、在宅の重度の障害を有する者に対し、日常生活に使用する用具（以下「日常生活用具」という。）を給付する重度障害者日常生活用具給付事業を実施するために必要な事項を定めることにより、日常生活の便宜を図り、もって障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(地域生活支援事業)

第2条 本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に基づく地域生活支援事業とする。

(給付の対象等)

第3条 市長は、市長が別に定める要件を満たす者に対し、予算の範囲内において、日常生活用具の給付を行うことができる。

2 給付の対象となる品目、その数量その他の支給の内容は、市長が別に定める。

(申請)

第4条 日常生活用具の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(審査等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、審査を行い、適当と認めるときは、申請者に対し、日常生活用具の給付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する給付の決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(届出)

第6条 前条第1項の規定により日常生活用具の給付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）が第2条第1項に規定する要件に該当しなくなったときその他市長が別に定める要件に該当したときは、受給者又はその家族若しくはこれに準ずる者が速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡等の禁止)

第7条 給付を受けた日常生活用具は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(決定の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、日常生活用具の給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 受給者が第2条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により日常生活用具の給付を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件に該当するとき。

(返還)

第9条 市長は、前条第3号の規定に該当するときその他市長が別に定める要件に該当するときは、その者に対し、給付した日常生活用具に相当する費用の全部又は一部の返還を求めることができる。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 熊本市重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱

制定	平成19年	4月	1日	健康福祉局長決裁
改正	平成19年	7月	1日	健康福祉局長決裁
	平成20年	4月	1日	健康福祉局長決裁
	平成20年	7月	1日	健康福祉局長決裁
	平成22年	4月	1日	健康福祉局長決裁
	平成22年	8月	1日	障がい保健福祉課長決裁
	平成22年	9月28日		障がい保健福祉課長決裁
	平成24年	4月	1日	健康福祉子ども局長決裁
	平成24年	8月31日		障がい保健福祉課長決裁
	平成25年	3月28日		健康福祉子ども局長決裁
	平成25年	8月28日		障がい保健福祉課長決裁
	平成26年	3月31日		健康福祉子ども局長決裁
	平成27年	1月	1日	健康福祉子ども局長決裁
	平成27年	3月27日		健康福祉子ども局長決裁
	平成27年	6月19日		障がい保健福祉課長決裁
	平成28年	3月30日		健康福祉子ども局長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、在宅の重度の障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。）及び障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）（以下「重度障害者」という。）の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するために、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付するのに必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱に規定する熊本市重度障害者日常生活用具給付事業は、障害者総合支援法第77条第1項第6号に規定する地域生活支援事業とする。

### (対象者及び種目)

第2条 給付の対象となる用具の種目は、別表1及び別表2の種目の欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の障害及び程度の欄に掲げる重度障害者とする。ただし、当該給付申請に係る重度障害者及びその属する世帯の他の世帯員（障害者である場合にあっては、その配偶者に限る。）のうちいずれかの者について、給付の申請のあった月の属する年度（給付の申請のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとする。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法附則第5条の4第6項その他の厚生労働省で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）が46万円以上であるときは、この限りでない。

2 前項の給付を行う用具は、障害者総合支援法第77条第1項第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具（平成18年厚生労働省告示第529号）に規定する用具とする。

### (給付の依頼)

第3条 市長は、用具の給付を用具の製作又は販売を行う事業者（以下「業者」という。）に依頼して行うものとする。

### (給付の申請)

第4条 用具の給付を受けようとする重度障害者（障害児にあっては、その保護者）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。

2 重度障害者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成27年厚生労働省告示第292号）に該当する難病患者等（以下「難病患者等」という。）にあっては、医師の意見書を申請書に添付しなければならない。

### (再給付)

第5条 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付については、前回の給付日から別表1の耐用年数の欄

に規定する期間を経過している場合であって、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、行うことができる。

- (1) 修理不能により用具の使用が困難となった場合
- (2) 再給付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合
- (3) 操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が、給付対象者の用具の使用効果が向上する場合  
(決定及び却下)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、調査書(様式第2号)を作成し、給付の適否について決定するものとする。

2 市長は、用具の給付を決定したときは、日常生活用具給付決定通知書(様式第3号)及び日常生活用具給付券(様式第4号)を申請者に、日常生活用具給付依頼通知書(様式第5号)を第3条の依頼を受けた業者(以下「依頼業者」という。)に交付するものとする。

3 市長は、用具の給付の申請を却下することを決定したときは、却下決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第7条 用具(点字図書を除く。)の給付を受けた重度障害者(障害児にあっては、その保護者)は、用具の提供を受ける際に、別表3に定める基準額(現に当該用具の給付に要した費用の額が基準額を下回るときは、当該現に用具の給付に要した費用の額とする。次条において同じ。)の百分の十に相当する額(以下「利用者負担額」という。)を依頼業者に支払わなければならない。

2 利用者負担額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の3に規定する補装具費の例による負担上限月額を超えるときは、当該負担上限月額を利用者負担額とする。

(費用の請求)

第8条 依頼業者が市長に請求することができる額は、前条に規定する基準額から利用者負担額を控除した額とする。

(費用の請求等の特例)

第9条 第6条第2項に規定する用具の給付決定後、対象者の死亡その他の理由により対象者に用具を納品できないと市長が認める場合は、前2条の規定にかかわらず、依頼業者は、用具を市長に納品し、当該用具に係る額(基準額と基準額を超える額の合算額をいう。)を請求することができる。

(排泄管理支援用具の一括給付)

第10条 市長は、申請者の申請手続の利便を考慮し、排泄管理支援用具(洗腸装具、収尿器を除く。)について、別表3に定める基準額(月額)の範囲内で1か月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の6倍(6か月分)までの額を日常生活用具給付券1枚に記載して給付できるものとする。

(点字図書の給付)

第11条 点字図書の給付に関する事項は、熊本市点字図書給付事業実施要綱により行うものとする。

(居宅生活動作補助用具の給付)

第12条 居宅生活動作補助用具の給付に関する事項は、熊本市在宅重度障害者日常生活用具居宅生活動作補助用具給付事業実施要綱により行うものとする。

(給付台帳の整備)

第13条 市長は、用具の給付の状況を明確にするために、台帳を整備するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(要綱の廃止)

2 熊本市重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱及び熊本市重度障害児・者日常生活用具給付等実施要綱(以下「旧要綱」と総称する。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行日において、旧要綱の規定により日常生活用具の給付の決定を受けていた者に係る同要綱の規定の適用については、施行日以後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

種目	品目	障害及び程度	性能	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）で、原則として3歳以上の者 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者で、原則として3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）で、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、重度障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）で、原則として3歳以上の者	重度障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）で、原則として学齢児以上の者	重度障害者又は介助者が容易に使用し得るもの	5年
介護・訓練支援用具	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上で、原則として3歳以上の者	介護者が重度障害者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童で、原則として3歳以上の者	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年

	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害 2級以上の児童で、原則 として学齢児以上の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備え たもの	8年
自立生活 支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害 者・児であって、入浴に 介助を必要とする、原則 として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への 入水等を補助でき、重度障害者又は介 助者が容易に使用し得るもの。ただ し、設置に当たり住宅改修を伴うもの を除く。	8年
	便器	下肢又は体幹機能障害 2級以上で、原則として 学齢児以上の者	重度障害者が容易に使用し得るもの。 (手すりをつけることができる。)た だし、取替えに当たり住宅改修を伴う ものは除く。	8年
	自立生 頭部保護帽	平衡機能若しくは下 肢又は体幹機能障害 者 児童相談所又は知的 障害者更生相談所 において知的障害児・ 者として判定され障 害の程度が重度又は 最重度であるもの及 び精神障害2級以上 で、てんかんの発作 等により頻繁に転倒 するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるも の A スポンジ、革を主材料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主 材料に製作	3年
	T字状・棒状の つえ	平衡機能若しくは下肢 又は体幹機能障害者で 杖により歩行機能が補 完されるもの	歩行時に身体を支え、安定させるため に用いるもので、重度障害者が容易に 使用し得るもの	3年
	移動・移乗支援 用具	平衡機能若しくは下肢 又は体幹機能に障害を 有し、家庭内の移動等 において介助を必要と する者で、原則として3歳 以上の者	おおむね次のような性能を有する手 すり、スロープ等であること。 ア 重度障害者の身体機能の状態を 十分踏まえたものであって、必要な強 度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補 助、移乗動作の補助、段差解消等の用 具とする。ただし、設置に当たり住宅 改修を伴うものを除く。	8年

自立生活支援用具	特殊便器	<p>上肢障害 2 級以上で、原則として学齢児以上の者          児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者</p>	<p>足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの及び知的障害児・者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	8年
	火災警報器	<p>身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害等級 2 級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な重度障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）          児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な重度障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</p>	<p>室内の火災を煙により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの</p>	8年



自立生活支援用具	自動消火器	身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害等級 2 級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な重度障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な重度障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8 年
	電磁調理器	視覚障害 2 級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）で、18 歳以上の者 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度であって、18 歳以上の者	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	6 年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級以上で、原則として学齢児以上の者	視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの	10 年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 2 級（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）で、18 歳以上の者	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10 年

在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者で必要と認められる、原則として学齢児以上の者	重度障害者が容易に使用し得るもの	5年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者で必要と認められる、原則として学齢児以上の者	重度障害者が容易に使用し得るもの	5年
	酸素ポンベ運搬車	身体障害者手帳の交付を受けた者で、医療保険における在宅酸素療法を行う者	重度障害者が容易に使用し得るもの	10年
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上(単身世帯及びこれに準ずる世帯)で、原則として学齢児以上の者	視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの	5年
	盲人用体重計	視覚障害2級以上(単身世帯及びこれに準ずる世帯)で、18歳以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸器機能障害3級以上で、医療保険における在宅酸素療法を行う者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、重度障害者が容易に使用し得るもの	5年
	携帯型家庭用機械弁モニタリング	心臓機能障害1級で、弁置換術を受けている者	機械弁への血栓付着や機能悪化を確認でき、重度障害者が容易に使用し得るもの	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者・児又は肢体不自由者・児であって、発声・発語に著しい障害を有する者で、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、重度障害者が容易に使用し得るもの	5年
	情報・通信支援用具	重度(1級又は2級)の視覚障害者又は上肢不自由者	障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト	-

	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上で必要と認められる、18歳以上の者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年
	点字器	視覚障害者又は視覚障害児	触覚で識別できる凸点を組み合わせで構成される点字を打つための用具。点筆を含むもの 標準型 A 32マス18行、両面書真鍮板製 B 32マス18行、両面書プラスチック製 携帯用 A 32マス4行、片面書アルミニウム製 B 32マス12行、片面書プラスチック製	標準型 7年 携帯用 5年
情報・意思疎通支援用具	点字タイプライター	視覚障害2級以上で、(原則として就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者)	視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上で、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの	6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上で、原則として学齢児以上の者	暗号化した情報を読み取り、音声記号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの	6年
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者又は視覚障害児で、本装置により文字等を読むことが可能になる者で、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの又はその内容を音声で読み上げるもの	8年
	盲人用時計	視覚障害2級以上で、学齢児以上の者。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年

情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者若しくは聴覚障害児又は発声・発語に著しい障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齢児以上の者	音声の代わりに文字等により通信が可能でFAX機能を主とした機器であって、重度障害者が容易に使用し得るもの	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者又は聴覚障害児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者又は聴覚障害児用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者又は聴覚障害児向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者又は聴覚障害児が容易に使用し得るもの	6年
	人工喉頭	音声機能障害者又は音声機能障害児	喉頭を全摘出したこと等により、音声機能を喪失した者に対して用いられる代用音声の用具で、重度障害者が容易に使用し得るもの	笛式 4年 電動式 5年
	人工内耳用電池	聴覚障害者又は聴覚障害児	人工内耳装用者が、そのために使用するもの	-
	点字図書	主に、情報の入手を点字によって行っている視覚障害者又は視覚障害児	点字により作成された図書	-
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ぼうこう又は直腸機能障害の者	大腸の切除等により人工肛門又は人工膀胱を造設した者が身体に装着して排泄物を溜める用具（皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。）で、重度障害者が容易に使用し得るもの	-
排泄管理支援用具	紙おむつ等	3歳以上であって次のいずれかに該当する者 皮膚の状態によりストーマ用装具が装着出来ない者並びに先天性疾患に起因する神経障害又は先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便・排尿機能障害の	紙おむつ等（紙おむつ、サラン・ガーゼ等衛生用品）で重度障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	-

	洗腸装具	ある者 脳性麻痺等の脳原 性運動機能障害の 者	洗腸装具で重度障害者又は介護者が 容易に使用し得るもの。	6ヶ月
	収尿器	脊髄損傷等により排尿 が困難な者	排尿を自分の意思でコントロールす ることができず、常時失禁状態にあ る者の収尿のための用具で、重度障 害者又は介護者が容易に使用し得る もの	1年
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は 乳幼児期以前の非進行 性の脳病変による運動 機能障害(移動機能障害 に限る。)を有する者で、 障害等級3級以上の者 (ただし、特殊便器への 取替えをする場合は上 肢障害2級以上の者) で、学齢児以上の者	重度障害者の移動等を円滑にする用 具で設置に小規模な住宅改修を伴う もの	-

- (注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 視覚障害者用ポータブルレコーダーについては、既に盲人用テーブルレコーダーの給付を受け、給付より2年に満たない者は、原則として給付対象外とする。

別表2 (第2条関係) 難病患者等関係

種目	品目	障害及び程度	性能	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
	特殊マット	寝たきりの状態にある難病患者等	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年
	特殊尿器	自力で排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
	体位変換器	寝たきりの状態にある難病患者等	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	介護者が難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年

	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴に介助を要する難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	便器	常時介護を要する難病患者等	難病患者等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	8年
	移動・移乗支援用具	下肢が不自由な難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	特殊便器	上肢機能に障害のある難病患者等	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年
	在宅療養等支援用具	ネブライザー(吸入器)	呼吸機能に障害のある難病患者等	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
電気式たん吸引器		呼吸機能に障害のある難病患者等	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)		人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5年
居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	-	

別表3 (第7条関係)

## 日常生活用具の基準額

種目	品目・基準額	種目	品目・基準額		
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000円	携帯用会話補助装置	98,800円	
	特殊マット	19,600円	情報・通信支援用具	100,000円	
	特殊尿器	67,000円	点字ディスプレイ	383,500円	
	入浴担架	82,400円	点字器		
	体位変換器	15,000円	標準型		
	移動用リフト	159,000円	A 32マス18行、両面書真鍮板製	10,400円	
	訓練いす	33,100円	B 32マス18行、両面書プラスチック製	6,600円	
	訓練用ベッド	159,200円	携帯用		
自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000円	情報・意思疎通支援用具	A 32マス4行、片面書アルミニウム製	7,200円
	便器	4,450円		B 32マス12行、片面書プラスチック製	1,650円
	手すり	5,400円		基準額は点筆を含むもの。	
	頭部保護帽			点字タイプライター	63,100円
	A レディメイド	12,160円		視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機85,000円 再生専用機35,000円
	オーダーメイド	15,200円		視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800円
	B レディメイド	29,400円		視覚障害者用拡大読書器	198,000円
	オーダーメイド	36,750円		盲人用時計	
	T字状・棒状のつえ			触読時計	10,300円
	木材	2,200円		音声時計	13,300円
	軽金属	3,000円		聴覚障害者用通信装置	30,000円
	夜光材付とした場合は410円(全面夜光材付とした場合は1,200円)増しとするもの。また、外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとするもの。			聴覚障害者用情報受信装置	88,900円
	移動・移乗支援用具	60,000円		人工喉頭	
	特殊便器	151,200円		笛式	5,000円
	火災警報器	15,500円		電動式	70,100円
自動消火器	28,700円	笛式は気管カニューレ付とした場合は3,100円増しとするもの。また、電動式は電池又は充電器を含むもの。			
電磁調理器	41,000円	人工内耳用電池 (使い捨て/空気亜鉛電)	2,000円		
歩行時間延長信号機用小 型送信機	7,000円	*基準額は月額であるもの	(充電式) 1,000円		
聴覚障害者用屋内信号装置	87,400円				
サウンドマスター	36,100円				
聴覚障害者用目覚時計	15,300円				
聴覚障害者用屋内信号 灯	17,800円				
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500円	排泄管理支援用具	ストーマ装具	
	ネブライザー(吸入器)	36,000円		消化器系	8,600円
	電気式たん吸引器	56,400円		尿路系	11,300円
	酸素ボンベ運搬車	17,000円		紙おむつ等(紙おむつ、サラシ、ガーゼ、脱脂綿)	12,000円
	盲人用体温計(音声式)	9,000円		基準額は1か所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額であるもの。	
	盲人用体重計	18,000円			
	動脈血中酸素飽和度測定器	50,000円			

	携帯型家庭用器械弁モニ タリング	50,000 円	洗腸装具	24,000 円
補助用具 居宅生活動作	居宅生活動作補助用具	200,000 円	収尿器	
			男性用 普通型	7,700 円
			男性用 簡易型	5,700 円
			女性用 普通型	8,500 円
			女性用 簡易型	5,900 円



様式第1号（第4条関係）

区分	生保・低1・低2・一般・一定以上
履歴	平成 年 月 日・（ ）ヶ月分

手帳確認済
介護確認済
履歴確認済
児童世帯確認済

日常生活用具給付申請書

		(申請日) _____ 年 月 日	
熊本市長 (宛)		(申請者) 住所 _____	
		氏名 _____ (印)	
		対象者との続柄 _____	
		電話 ( _____ ) - _____	
<p>下記のとおり日常生活用具の給付申請をいたします。</p> <p>なお、日常生活用具の給付申請の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。</p>			
対象者	住所		
	フリガナ		
氏名	生年月日	大正 昭和 平成	年 月 日 性別
	氏名	続柄	生年月日
世帯状況	氏名	続柄	生年月日
障害者手帳 障害名	手帳番号	第 _____ 号	障害等級 (級)
	障害種別	身体 { 視覚・聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく・肢体不自由(上肢・下肢・ 体幹・脳原性運動機能)・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ その他 } 知的・精神	
疾患名	(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に基づき厚生労働大臣が定める疾病名を記載のこと)		
介護保険制度	未申請・非該当・要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5		
現在状況	在宅・入院・入所	入院(所)施設名 退院(所)予定日	平成 年 月 日 予定
特記事項			
給付を受ける 日常生活用具名	種目	ストーマ装具(消化器系・尿路系)・紙おむつ等・ その他( _____ )	
	名称	( _____ )	
希望する日常生活用具業者ストーマ装具・紙おむつのみ)			
世帯課税状況	生活保護・市町村民税非課税・市町村民税課税		
申請者収入等	非課税収入(障害年金・遺族年金・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・特別児童扶養手当)・老齢年金・給与所得・営業等・退職所得・収入なし・その他( _____ )		
生活保護への移行予防措置に関する認定	生活保護への移行予防(定率負担減免措置)を希望します。		
備考			

太枠内を記入してください。また、申請者氏名欄に押印してください。

対象者が18歳未満の場合、申請者欄には保護者氏名等を記入してください。

「特記事項」欄には、同一種目の再交付を希望する場合（ストマ用装具除く。）等に理由を記入してください。

調 査 書

申請年月日				申請者氏名				
対象者	住 所							
	フリガナ 氏 名							
	生年月日		性 別		電 話			
世帯員の 状 況	氏 名		年 齢	対象者 との 続 柄	課 税 状 況			備 考
					課 税 区 分	市 民 得 税 割		
	非課税世帯		所 得	障 害 年 金	手 当	合 計		
		円	円	円	円			
世帯区分								
日常生活用具価格(基準額) 差額自己負担等、日常生活用具の対象とならないものは除く。				利用者負担額		公費負担額		
円								
月額負担上限額								
円				円		円		
用 具 名		基 準 額		利 用 者 負 担		公 費 負 担		
		円		円		円		
		円		円		円		
		円		円		円		
		円		円		円		

	円	円	円
	円	円	円
合 計	円	円	円

熊本市長

## 日常生活用具給付決定通知書

このことについて、次のとおり決定しましたので通知します。

## 記

対象者	住 所					
	フリガナ					
	氏 名					
	生 年 月 日		性別		電話	
給 付 番 号				給 付 決 定		
決 定 内 容						
日常生活用具業者	名 称					
	所 在 地					
	電 話					
日常生活用具価格(基準額) 差額自己負担等、日常生活用具の対象とならないものは除く。			利用者負担 額		公費負担額	
円			円		円	
月 額 負 担 上 限 額						
円						
<b>教示事項</b> 1 この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本市を被告として(訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分の日の翌日						

から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）。

日常生活用具業者と連絡を取り、日常生活用具の給付を受けてください。

日常生活用具の引渡しを受けた場合は、日常生活用具業者に利用者負担額を支払ってください。

様式第4号（第6条関係）

日常生活用具給付券

給付番号				給付決定日	年 月 日	
氏名				生年月日	年 月 日	
住所						
保護者氏名				続柄		
日常生活用具の名称						
日常生活用具	名称					
	所在地				電	
日常生活用具価格（基準額） <small>差額自己負担等 日常生活用具の対象とからかいまのけ除く</small>				利用者負担額	公費負担額	
円				円	円	
月額負担上限額						
円				円	円	
上記のとおり決定する。						
年 月 日				熊本市長		
納品	納品日	平成 年 月 日	検収者	⑩		
受領	受領	平成 年 月 日	受領者	⑩	本人と	

日常生活用具の給付決定を受けた方は、この書類の必要箇所（太枠内。「受領」欄）のみを記入し、押印（1箇所）のうえ、日常生活用具業者に提出してください。

様式第5号（第6条関係）

発 第            号  
年 月 日

熊本市長

日常生活用具給付依頼通知書

このことについて、次のとおり日常生活用具の給付を貴社に依頼することに決定しましたので通知します。



却下決定通知書

発 第 号  
年 月 日

様

熊本市長

年 月 日に申請された日常生活用具の給付申請については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

教示事項

- 1 この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して  
3か月以

内に、熊本市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。

- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本市を被告として（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

(平成十八年一月二十五日)

(政令第十号)

改正 平成一八年三月三十一日政令第一五四号

同一八年八月三〇日同第二八六号

同一八年九月二六日同第三一九号

同一九年四月一日同第一五六号

同一九年六月二七日同第一九一号

同一九年八月三日同第二三五号

同二〇年三月三十一日同第一一六号

同二〇年六月二七日同第二一二号

同二一年三月三十一日同第九一号

同二一年六月二六日同第一六七号

同二一年七月二三日同第一八七号

同二一年一二月二四日同第二九六号

同二二年四月一日同第一〇六号

同二三年九月二二日同第二九六号

同二四年二月三日同第二六号

同二四年九月二〇日同第二四四号

同二五年一月一八日同第五号

同二五年二月一五日同第三五号

同二五年四月一二日同第一二二号

同二五年一一月二七日同第三一九号

同二六年三月三十一日同第一二七号

同二六年四月一八日同第一六四号

同二六年七月三〇日同第二六九号

同二六年八月八日同第二七八号

同二六年九月三日同第三〇〇号

(同二六年一一月一二日同 第三五八号)

同二六年一一月一二日同第三五七号

同二六年十一月二日同第三五八号  
同二六年十二月十九日同第四〇八号  
同二七年三月二七日同第一一九号  
同二七年三月三十一日同第一三八号  
同二七年八月二八日同第三〇三号  
同二七年十一月二六日同第三九二号  
同二七年十二月一六日同第四二六号  
同二八年三月四日同第五六号

障害者自立支援法施行令をここに公布する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

(平二五政五・改称)

内閣は、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十八項、第七条、第八条第一項、第十六条第一項及び第十八条(これらの規定を同法第二十六条第三項において準用する場合を含む。)、第二十一条第一項(同法第二十四条第五項において準用する場合を含む。)、第二十四条第三項及び第五項、第二十五条第一項第四号、第二十七条、第二十九条第四項、第三十条第一項第三号、第三十三条第一項及び第二項、第三十六条第三項第五号(同法第三十七条第二項、第四十一条第四項及び第五十九条第三項において準用する場合を含む。 )及び第六号(同法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。 )、第三十七条第二項、第四十一条第四項、第五十条第一項第九号(同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。 )、第五十二条第二項、第五十三条第二項、第五十四条第一項、第五十六条第三項、第五十七条第一項第四号、第五十八条第三項第一号、第五十九条第一項及び第三項、第六十条第二項、第六十八条第二項、第七十三条第三項、第七十五条、第九十四条第一項、第九十五条第一項、第九十八条第二項、第百三条第二項、第百四条、第百六条並びに附則第五条第二項、第九条、第二十九条第一項、第三十七条第一項、第五十五条第一項及び第百二十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 総則(第一条・第一条の二)

第二章 自立支援給付

第一節 通則(第二条・第三条)

第二節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定  
障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給

第一款 市町村審査会（第四条 第九条）

第二款 支給決定等（第十条 第十六条）

第三款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の  
支給（第十七条 第十九条）

第四款 特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給（第二十  
条 第二十一条の三）

第五款 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等（第二十二  
条 第二十六条の二）

第三節 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及  
び特例計画相談支援給付費の支給

第一款 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給（第二十六  
条の三 第二十六条の八）

第二款 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（第二十六  
条の九 第二十六条の十七）

第四節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給（第  
二十七条 第四十三条）

第五節 補装具費の支給（第四十三条の二・第四十三条の三）

第六節 高額障害福祉サービス等給付費の支給（第四十三条の四 第四十三  
条の六）

第三章 障害者支援施設（第四十三条の七）

第四章 費用（第四十四条 第四十五条の三）

第五章 審査請求（第四十六条 第五十条）

第六章 雑則（第五十一条・第五十二条）

附則

第一章 総則

（法第四条第一項の政令で定める特殊の疾病）

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年  
法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四条第一項の政令で定める特殊の疾病

は、治療方法が確立しておらず、その診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっており、かつ、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものであって、当該疾病の患者の置かれている状況からみて当該疾病の患者が日常生活又は社会生活を営むための支援を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めるものとする。

(平二五政五・追加、平二六政四〇八・一部改正)

(自立支援医療の種類)

第一条の二 法第五条第二十二項の政令で定める医療は、次に掲げるものとする。

一 障害児のうち厚生労働省令で定める身体障害のある者の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療(以下「育成医療」という。)

二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条に規定する身体障害者のうち厚生労働省令で定める身体障害のある者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障害者に対し行われるその更生のために必要な医療(第四十一条において「更生医療」という。)

三 精神障害の適正な医療の普及を図るため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第五条に規定する精神障害者(附則第三条において「精神障害者」という。)のうち厚生労働省令で定める精神障害のある者に対し、当該精神障害者が病院又は診療所へ入院することなく行われる精神障害の医療(以下「精神通院医療」という。)

(平二一政九一・平二三政二九六・平二四政二六・一部改正、平二五政五・旧第一条線下・一部改正、平二五政三一九・一部改正)

## 第二章 自立支援給付

### 第一節 通則

(法第七条の政令で定める給付等)

第二条 法第七条の政令で定める給付又は事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条の政令で定める限度は、同表の上欄に掲げる給付又は事業につき、それぞれ、同表の下欄に掲げる限度とする。

健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による療養	受けることができる給
----------------------------	------------

<p>の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費及び高額療養費</p>	<p>付</p>
<p>船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費</p>	
<p>労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号。他の法律において例による場合を含む。）の規定による療養補償</p>	
<p>労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付及び療養給付</p>	
<p>船員法（昭和二十二年法律第百号）の規定による療養補償</p>	
<p>災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の規定による扶助金（災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）の規定による療養扶助金に限る。）</p>	
<p>消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の規定による療養補償に限る。）</p>	
<p>消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。）</p>	
<p>水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。）</p>	
<p>国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。以下この表において同じ。）の規定による療養補償</p>	

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律 (昭和二十七年法律第二百四十五号)の規定による療養給付
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律 (昭和二十八年法律第三十三号)の規定による療養給付
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)の規定による療養補償
証人等の被害についての給付に関する法律(昭和三十三年法律第百九号)の規定による療養給付
国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費
国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費
災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の規定による損害の補償(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。)
地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及



<p>び高額療養費</p>	
<p>地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）の規定による療養補償</p>	
<p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費</p>	
<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）の規定による医療の給付及び一般疾病医療費</p>	
<p>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による介護給付（高額医療合算介護サービス費の支給を除く。）、予防給付（高額医療合算介護予防サービス費の支給を除く。）及び市町村特別給付</p>	
<p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）</p>	
<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の規定による損害の補償（災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）</p>	
<p>労働者災害補償保険法の規定による介護補償給付及び介護給付</p>	<p>受けることができる給付（介護に要する費用を</p>
<p>消防組織法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。）</p>	<p>支出して介護を受けた部分に限る。）</p>
<p>消防法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。）</p>	

水防法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。）	
国家公務員災害補償法の規定による介護補償	
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定による介護給付	
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の規定による介護給付	
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の規定による介護補償	
証人等の被害についての給付に関する法律の規定による介護給付	
災害対策基本法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に相当するものに限る。）	
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）第八条の規定による介護料	
地方公務員災害補償法の規定による介護補償	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に相当するものに限る。）	
介護保険法の規定による地域支援事業（第一号事業に限る。）	利用することができる事業

（平一八政二八六・平二〇政一一六・平二一政一八七・平二一政二九六・平二五政一二二・平二七政一三八・一部改正）

(法第八条第一項の政令で定める医療)

第三条 法第八条第一項の政令で定める医療は、精神通院医療とする。

(平二五政三五・一部改正)

第二節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、  
特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給

(平一八政三一九・平二四政二六・改称)

第一款 市町村審査会

(市町村審査会の委員の定数の基準)

第四条 法第十六条第一項に規定する市町村審査会(以下「市町村審査会」という。)の委員の定数に係る同項に規定する政令で定める基準は、市町村審査会の障害支援区分の審査及び判定の件数その他の事情を勘案して、各市町村(特別区を含む。以下同じ。)が必要と認める数の第八条第一項に規定する合議体を市町村審査会に設置することができる数であることとする。

(平二五政三一九・一部改正)

(委員の任期)

第五条 委員の任期は、二年(委員の任期を二年を超え三年以下の期間で市町村が条例で定める場合にあっては、当該条例で定める期間)とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平二七政四二六・一部改正)

(会長)

第六条 市町村審査会に会長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、市町村審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第七条 市町村審査会は、会長が招集する。

2 市町村審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

3 市町村審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(合議体)

第八条 市町村審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体(以下この条において「合議体」という。)で、審査判定業務(法第二十六条第二項に規定する審査判定業務をいう。)を取り扱う。

- 2 合議体に長を一人置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。
- 3 合議体を構成する委員の定数は、五人を標準として市町村が定める数とする。
- 4 合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 5 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、長の決するところによる。
- 6 市町村審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって市町村審査会の議決とする。

(都道府県審査会に関する準用)

第九条 第四条から前条までの規定は、法第二十六条第二項に規定する都道府県審査会について準用する。この場合において、第四条中「各市町村(特別区を含む。以下同じ。)」とあるのは「各都道府県」と、第五条第一項及び前条第三項中「市町村」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。

(平二七政四二六・一部改正)

第二款 支給決定等

(障害支援区分の認定手続)

第十条 市町村は、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費(共同生活援助に係るものに限る。)又は特例訓練等給付費(共同生活援助に係るものに限る。)の支給決定(法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。)を受けようとする障害者から法第二十条第一項の申請があったときは、同条第二項の調査(同条第六項の規定により囑託された場合にあっては、当該囑託に係る調査を含む。)の結果その他厚生労働省令で定める事項を市町村審査会に通知し、当該障害者について、その該当する障害支援区分に関し審査及び判定を求めるものとする。

- 2 市町村審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る障害者について、障害支援区分に関する審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するものとする。

3 市町村は、前項の規定により通知された市町村審査会の審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定をしたときは、その結果を当該認定に係る障害者に通知しなければならない。

(平二五政三一九・一部改正)

(支給決定の変更の決定に関する読替え)

第十一条 法第二十四条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十条第二項	前項の申請があったときは、次条第一項及び第二十条第一項の規定により障害支援区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため	第二十四条第二項の支給決定の変更の決定(同条第四項の障害支援区分の変更の認定を含む。)のために必要があると認めるときは
	当該申請	当該決定
第二十二条第八項	交付し	返還し

(平二四政二六・平二五政三一九・一部改正)

(障害支援区分の変更の認定に関する読替え)

第十二条 法第二十四条第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条第一項	前条第一項の申請があった	第二十四条第二項の支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認める
	当該申請	当該決定

(平二五政三一九・一部改正)

(準用)

第十三条 第十条の規定は、法第二十四条第四項の障害支援区分の変更の認定について準用する。この場合において、第十条第一項中「受けようとする障害者から法第二十条第一項の申請があった」とあるのは「受けた障害者につき、法第二十四条第二項の支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認める」と、「同条第二項の調査」とあるのは「同条第三項において準用する法第二十条第二項の調査」

と、「同条第六項」とあるのは「法第二十四条第三項において準用する法第二十条第六項」と読み替えるものとする。

(平二五政三一九・一部改正)

(支給決定を取り消す場合)

第十四条 法第二十五条第一項第四号の政令で定めるときは、支給決定障害者等(法第五条第二十一項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。)が法第二十条第一項又は第二十四条第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。

(平二三政二九六・平二四政二六・平二五政三一九・一部改正)

(申請内容の変更の届出)

第十五条 支給決定障害者等は、支給決定の有効期間(法第二十三条に規定する支給決定の有効期間をいう。次条において同じ。)内において、当該支給決定障害者等の氏名その他の厚生労働省令で定める事項を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該支給決定障害者等に対し支給決定を行った市町村に当該事項を届け出なければならない。

(受給者証の再交付)

第十六条 市町村は、受給者証(法第二十二条第八項に規定する受給者証をいう。以下この条において同じ。)を破り、汚し、又は失った支給決定障害者等から、支給決定の有効期間内において、受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、受給者証を交付しなければならない。

(平二四政二六・一部改正)

第三款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額)

第十七条 法第二十九条第三項第二号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(第四十三条の五第三項及び第五項において「負担上限月額」という。)は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円

二 支給決定障害者等(共同生活援助に係る支給決定を受けた者及び自立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者(厚生労働大臣が定める者に限る。))を

除く。以下この号及び次号並びに第十九条第二号ロ及びハにおいて同じ。)であって、次に掲げる者に該当するもの(第四号に掲げる者を除く。) 九千三百円

イ 指定障害者支援施設等(法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)に入所する者(二十歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。)のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)の額(同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)を合算した額が二十八万円未満であるもの

ロ 指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの

三 支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの(前号及び次号に掲げる者を除く。) 四千六百元

四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）を除く。以下「特定支給決定障害者」という。）にあっては、その配偶者に限る。）が指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号、第十九条第二号二、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号及び第四十三条の三第二号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあった月において被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）若しくは要保護者（同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零

（平一八政三一九・平一九政一五六・平二〇政二一二・平二二政一〇六・平二四政二六・平二五政三一九・一部改正）

（法第三十条第一項第三号の政令で定めるとき）

第十八条 法第三十条第一項第三号に規定する政令で定めるときは、支給決定障害者等が、法第二十条第一項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により法第三十条第一項第二号の基準該当障害福祉サービス（次条第二号において「基準該当障害福祉サービス」という。）を受けたときとする。

（平二四政二六・一部改正）

（法第三十条第三項の障害福祉サービスに係る負担上限月額）

第十九条 法第三十条第三項に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区



分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 指定障害福祉サービス等を受けた支給決定障害者等 次のイからニまでに掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ 第十七条第一号に掲げる支給決定障害者等 三万七千二百円

ロ 第十七条第二号に掲げる支給決定障害者等 九千三百円

ハ 第十七条第三号に掲げる支給決定障害者等 四千六百円

ニ 第十七条第四号に掲げる支給決定障害者等 零

二 基準該当障害福祉サービスを受けた支給決定障害者等 次のイからニまでに掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ ロからニまでに掲げる者以外の者 三万七千二百円

ロ 支給決定障害者等であって、次に掲げる者に該当するもの（二に掲げる者を除く。） 九千三百円

(1) 基準該当施設(法第三十条第一項第二号ロに規定する基準該当施設をいう。

以下この号及び第四十二条の四第一項第二号において同じ。)に入所する者

(二十歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について基準該当障害福祉サービスのあった

月の属する年度(基準該当障害福祉サービスのあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第

二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未

満であるもの

(2) 基準該当施設に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外

の者(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と

同一の世帯に属するその配偶者について基準該当障害福祉サービスのあった

月の属する年度(基準該当障害福祉サービスのあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第

二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未

八 支給決定障害者等のうち、基準該当施設に入所する者及び療養介護に係る支

給決定を受けた者以外のもの（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について基準該当障害福祉サービスのあった月の属する年度（基準該当障害福祉サービスのあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの（口及び二に掲げる者を除く。） 四千六百元

二 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。）が基準該当障害福祉サービスのあった月の属する年度（基準該当障害福祉サービスのあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が基準該当障害福祉サービスのあった月において被保護者若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零  
（平二四政二六・追加）

第四款 特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給

（平一八政三一九・平二四政二六・改称）

（特定障害者特別給付費の対象となる障害福祉サービス）

第二十条 法第三十四条第一項に規定する政令で定める障害福祉サービスは、施設入所支援、共同生活援助その他これらに類するものとして厚生労働省令で定めるものとする。

（平二三政二九六・全改、平二四政二六・旧第二十一条の二繰上、平二五政三一九・一部改正）

（特定障害者特別給付費の支給）

第二十一条 特定障害者特別給付費は、次の各号に掲げる特定障害者（法第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 指定障害者支援施設等から特定入所等サービス（法第三十四条第一項に規定する「特定入所等サービス」をいう。次号において同じ。）を受けた特定障害者 指定障害者支援施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（以下この条において「食費等の基準費用額」という。）から平均的な家計における食費及び居住に要する費用の状況並びに特定障害者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める方法により算定する額（以下この条において「食費等の負担限度額」という。）を控除して得た額（その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額）
- 二 指定障害福祉サービス事業者（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。）から特定入所等サービスを受けた特定障害者 共同生活援助を行う住居における居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（次項において「居住費の基準費用額」という。）に相当する額（その額が現に居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に居住に要した費用の額）
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により食費等の基準費用額若しくは食費等の負担限度額を算定する方法又は居住費の基準費用額を定めた後に、指定障害者支援施設等における食事の提供若しくは居住に要する費用又は共同生活援助を行う住居における居住に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにこれらを改定しなければならない。
- 3 第一項の規定にかかわらず、特定障害者が指定障害者支援施設等に対し、食事の提供及び居住に要する費用として、食費等の基準費用額（法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により特定障害者特別給付費の支給があったものとみなされた特定障害者にとっては、食費等の負担限度額）を超える金額を支払った場合には、特定障害者特別給付費を支給しない。

（平一八政三一九・追加、平二〇政二一二・平二三政二九六・一部改正、平二四政二六・旧第二十一条の三繰上・一部改正、平二五政三一九・一部改正）

（特定障害者特別給付費の支給に関する読替え）

第二十一条の二 法第三十四条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十九条第二項	指定障害福祉サービス等を受けようとする支給決定障害者等	特定入所等サービス（第三十四条第一項に規定する特定入所等サービスをいう。以下この条において同じ。）を受けようとする特定障害者（同項に規定する特定障害者をいう。以下この条において同じ。）
	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）	指定障害者支援施設等（同項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下この条において同じ。）又は指定障害福祉サービス事業者
	当該指定障害福祉サービス等	当該特定入所等サービス
第二十九条第四項	支給決定障害者等	特定障害者
	指定障害福祉サービス事業者等	指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者
	指定障害福祉サービス等を	特定入所等サービスを
	当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）	特定入所等費用（第三十四条第一項に規定する特定入所等費用をいう。）
第二十九条第五項	前項	第三十四条第二項において準用する前項

	支給決定障害者等	特定障害者
第二十九条第六項	指定障害福祉サービス事業者等	指定障害者支援施設等 又は指定障害福祉サービス事業者
	第三項第一号の厚生労働大臣が定める基準及び第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）又は第四十四条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準（施設障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項及び第三項の定め
第二十九条第七項	前項	第三十四条第二項において準用する前項

（平一八政三一九・追加、平二三政二九六・一部改正、平二四政二六・旧第二十一条の四繰上・一部改正、平二五政五・一部改正）

（特例特定障害者特別給付費の支給）

第二十一条の三 第二十一条の規定は、特例特定障害者特別給付費について準用する。  
 この場合において、同条第三項中「に対し」とあるのは「又は基準該当施設（法第三十条第一項第二号ロに規定する基準該当施設をいう。）に対し」と、「食費等の基準費用額（法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により特定障害者特別給付費の支給があったものとみなされた特定障害者にあつては、食費等の負担限度額）」とあるのは「食費等の基準費用額」と読み替えるものとする。

(平一八政三一九・追加、平二四政二六・旧第二十一条の五繰上・一部改正)

第五款 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等

(平一八政三一九・平二四政二六・改称)

(法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律)

第二十二条 指定障害福祉サービス事業者(療養介護を提供するものを除く。)又は指定障害者支援施設(法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)に係る法第三十六条第三項第五号(法第三十七条第二項、第三十八条第三項(法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。)及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)
- 二 身体障害者福祉法
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 四 生活保護法
- 五 社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)
- 六 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)
- 七 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)
- 八 介護保険法
- 九 精神保健福祉士法(平成九年法律第百三十一号)
- 十 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)
- 十一 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)
- 十二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)
- 十三 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)
- 十四 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)
- 十五 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号。第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。)
- 十六 公認心理師法(平成二十七年法律第六十八号)

2 指定障害福祉サービス事業者のうち療養介護を提供するものに係る法第三十六条第三項第五号（法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）
- 二 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）
- 三 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）
- 四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）
- 五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）
- 六 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百四十六号）
- 七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）
- 八 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）
- 九 前項各号に掲げる法律

（平一八政三一九・平二三政二九六・平二四政二六・平二四政二四四・平二六政一六四・平二六政二六九・平二六政二七八・平二六政三五八・平二六政三〇〇（平二六政三五八）・平二七政三〇三・平二八政五六・一部改正）

（法第三十六条第三項第五号の二の政令で定める労働に関する法律の規定）

第二十二條の二 指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設に係る法第三十六条第三項第五号の二（法第三十七条第二項、第三十八条第三項（法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める労働に関する法律の規定は、次のとおりとする。

- 一 労働基準法第百十七条、第百十八条第一項（同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第百十九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）及び第百二十条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）
- 二 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定

に係る同法第四十二条の規定

三 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

（平二五政五・追加）

（指定障害福祉サービス事業者に係る法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用人）

第二十三条 法第三十六条第三項第六号（法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める使用人は、サービス事業所（法第三十六条第一項に規定するサービス事業所をいう。）を管理する者とする。

（平一八政三一九・一部改正）

（指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請に関する読替え）

第二十四条 法第三十七条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第三項	第一項の申請	第三十七条第一項の指定障害福祉サービス事業者（特定障害福祉サービスに係るものに限る。）に係る第二十九条第一項の指定の変更の申請
第三十六条第三項第十一号	指定の申請	指定の変更の申請

（平二四政二六・一部改正）

（指定障害者支援施設の指定の申請に関する読替え）

第二十四条の二 法第三十八条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第三項	第一項の申請	第三十八条第一項の指定障害者支援施設に係る第二十九条第一項の



		指定の申請
	次の各号(療養介護に係る指定の申請にあっては、第七号を除く。)	第一号から第六号まで 又は第八号から第十三号まで
第三十六条第三項第二号	サービス事業所	障害者支援施設
	第四十三条第一項	第四十四条第一項
第三十六条第三項第三号	第四十三条第二項	第四十四条第二項
	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準	指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準
	障害福祉サービス事業	障害者支援施設
第三十六条第三項第六号	サービス事業所	障害者支援施設
	指定障害福祉サービス事業者の	指定障害者支援施設の
	当該指定障害福祉サービス事業者	当該指定障害者支援施設の設置者
第三十六条第三項第八号及び第九号	第四十六条第二項	第四十七条の規定による指定の辞退
	当該事業の廃止	当該指定の辞退又は事業の廃止
	当該届出	当該辞退又は届出
第三十六条第三項第十号	第四十六条第二項	第四十七条の規定による指定の辞退
	当該届出に係る	当該辞退若しくは届出に係る
	当該事業の廃止	当該指定の辞退又は事業の廃止
	当該届出の	当該辞退又は届出の

(平一八政三一九・追加、平二四政二六・一部改正)

( 指定障害者支援施設に係る法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用人 )

第二十四条の三 法第三十八条第三項 ( 法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。 ) において準用する法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用人は、障害者支援施設を管理する者とする。

( 平一八政三一九・追加 )

( 指定障害者支援施設の指定の変更の申請に関する読替え )

第二十四条の四 法第三十九条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十八条第二項	前項	第三十九条第一項の指定障害者支援施設に係る第二十九条第一項の指定の変更
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項	第一項の申請	第三十九条第一項の指定障害者支援施設に係る第二十九条第一項の指定の変更の申請
	次の各号 ( 療養介護に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。 )	第一号から第六号まで又は第八号から第十三号まで
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第二号	サービス事業所	障害者支援施設
	第四十三条第一項	第四十四条第一項
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第三号	第四十三条第二項	第四十四条第二項
	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準	指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準
	障害福祉サービス事業	障害者支援施設
第三十八条第三項において	サービス事業所	障害者支援施設

準用する第三十六条第三項第六号	指定障害福祉サービス事業者の	指定障害者支援施設の
	当該指定障害福祉サービス事業者	当該指定障害者支援施設の設置者
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第八号及び第九号	第四十六条第二項	第四十七条の規定による指定の辞退
	当該事業の廃止	当該指定の辞退又は事業の廃止
	当該届出	当該辞退又は届出
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第十号	第四十六条第二項	第四十七条の規定による指定の辞退
	当該届出に係る	当該辞退若しくは届出に係る
	当該事業の廃止	当該指定の辞退又は事業の廃止
	当該届出の	当該辞退又は届出の
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第十一号	指定の申請	指定の変更の申請

(平一八政三一九・追加、平二四政二六・一部改正)

(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定の更新に関する読替え)

第二十五条 指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に関する法第四十一条第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第一項	障害福祉サービス事業者	指定障害福祉サービス事業者
第三十六条第三項第十一号	指定の申請	指定の更新の申請

2 指定障害者支援施設の指定の更新に関する法第四十一条第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十八条第一項	、障害者支援施設	、指定障害者支援施設
	当該障害者支援施設	当該指定障害者支援施設
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項	第一項の申請	第四十一条第一項の指定障害者支援施設に係る第二十九条第一項の指定の更新の申請
	次の各号(療養介護に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。)	第一号から第六号まで又は第八号から第十三号まで
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第二号	サービス事業所	障害者支援施設
	第四十三条第一項	第四十四条第一項
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第三号	第四十三条第二項	第四十四条第二項
	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準	指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第六号	障害福祉サービス事業	障害者支援施設
	サービス事業所	障害者支援施設
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第八号及び第九号	指定障害福祉サービス事業者の	指定障害者支援施設の
	当該指定障害福祉サービス事業者	当該指定障害者支援施設の設置者
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第八号及び第九号	第四十六条第二項	第四十七条の規定による指定の辞退
	当該事業の廃止	当該指定の辞退又は事

		業の廃止
	当該届出	当該辞退又は届出
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第十号	第四十六条第二項	第四十七条の規定による指定の辞退
	当該届出に係る	当該辞退若しくは届出に係る
	当該事業の廃止	当該指定の辞退又は事業の廃止
	当該届出の	当該辞退又は届出の
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第十一号	指定の申請	指定の更新の申請

(平一八政三一九・平二四政二六・一部改正)

(指定障害者支援施設等の報告等に関する読替え)

第二十五条の二 法第四十八条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十八条第一項	指定障害福祉サービス事業者であった者等	指定障害者支援施設等の設置者であった者等
	指定障害福祉サービスの事業	指定障害者支援施設等の運営
第四十八条第二項	前項	次項において準用する前項

(平一八政三一九・追加、平二四政二六・一部改正)

(法第五十条第一項第九号の政令で定める法律)

第二十六条 指定障害福祉サービス事業者(療養介護を提供するものを除く。)又は指定障害者支援施設に係る法第五十条第一項第九号(同条第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
  - 二 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）
  - 三 国家戦略特別区域法（第十二条の四第七項の規定に限る。）
  - 四 国家戦略特別区域法第十二条の四第八項において準用する児童福祉法
  - 五 第二十二條第一項各号（第十五号を除く。）に掲げる法律
- 2 指定障害福祉サービス事業者のうち療養介護を提供するものに係る法第五十条第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。
- 一 健康保険法
  - 二 第二十二條第一項各号（第十五号を除く。）及び第二項各号（第九号を除く。）に掲げる法律
  - 三 前項各号（第五号を除く。）に掲げる法律
    - （平一八政三一九・平二四政二六・平二四政二四四・平二六政一六四・平二六政二六九・平二六政二七八・平二六政三五八・平二六政三〇〇（平二六政三五八）・平二七政三〇三・一部改正）
    - （指定障害者支援施設の指定の取消し等に関する読替え）

第二十六条の二 法第五十条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十条第一項第一号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設の設置者
	第三十六条第三項第四号から第五号の二まで、第十二号又は第十三号	第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第四号から第五号の二まで、第十二号又は第十三号
第五十条第一項第二号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設の設置者
第五十条第一項第三号	サービス事業所	障害者支援施設
	第四十三条第一項	第四十四条第一項

第五十条第一項第四号	第四十三条第二項	第四十四条第二項
	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準	指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準
第五十条第一項第五号	指定障害福祉サービスの事業	指定障害者支援施設
	若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費	又は訓練等給付費
第五十条第一項第六号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設の設置者
	第四十八条第一項	第四十八条第三項において準用する同条第一項
第五十条第一項第七号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設の設置者
	サービス事業所	障害者支援施設
	第四十八条第一項	第四十八条第三項において準用する同条第一項
第五十条第一項第八号から第十二号まで	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設の設置者
第五十条第二項	サービス事業所	障害者支援施設

(平一八政三一九・追加、平二四政二六・平二五政五・一部改正)

第三節 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給

(平二四政二六・追加)

第一款 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給

(平二四政二六・追加)

(地域相談支援給付決定に関する読替え)

第二十六条の三 法第五十一条の五第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条第二項	障害者又は障害児の保護者	障害者
第十九条第四項及び第五項	障害者等	障害者

(平二四政二六・追加)

(地域相談支援給付決定の申請に関する読替え)

第二十六条の四 法第五十一条の六第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十条第二項	前項	第五十一条の六第一項
	次条第一項及び第二十二條第一項の規定により障害支援区分の認定及び同項に規定する支給要否決定	第五十一条の七第一項に規定する給付要否決定
	障害者等又は障害児の保護者	障害者
第二十条第六項	障害者等又は障害児の保護者	障害者

(平二四政二六・追加、平二五政三一九・一部改正)

(地域相談支援給付決定の変更の決定に関する読替え)

第二十六条の五 法第五十一条の九第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条第二項	障害者又は障害児の保護者	障害者



第十九条第四項及び第五項	障害者等	障害者
第二十条第二項	前項の申請があったときは、次条第一項及び第二十二條第一項の規定により障害支援区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため	第五十一条の九第二項の地域相談支援給付決定の変更の決定のために必要があると認めるときは
	当該申請	当該決定
	障害者等又は障害児の保護者	障害者
第二十条第六項	障害者等又は障害児の保護者	障害者
第五十一条の七第四項	前条第一項の申請に係る障害者	地域相談支援給付決定障害者
第五十一条の七第五項	障害者	地域相談支援給付決定障害者
第五十一条の七第八項	交付し	返還し

(平二四政二六・追加、平二五政三一九・一部改正)

(地域相談支援給付決定を取り消す場合)

第二十六条の六 法第五十一条の十第一項第四号の政令で定めるときは、地域相談支援給付決定障害者（法第五条第二十一項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。次条及び第二十六条の八において同じ。）が法第五十一条の六第一項又は第五十一条の九第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。

(平二四政二六・追加、平二五政三一九・一部改正)

(申請内容の変更の届出)

第二十六条の七 地域相談支援給付決定障害者は、地域相談支援給付決定の有効期間（法第五十一条の八に規定する地域相談支援給付決定の有効期間をいう。次条において同じ。）内において、当該地域相談支援給付決定障害者の氏名その他の厚生労働省令で定める事項を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速や

かに、当該地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援給付決定（法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定をいう。第四十五条の三において同じ。）を行った市町村に当該事項を届け出なければならない。

（平二四政二六・追加）

（地域相談支援受給者証の再交付）

第二十六条の八 市町村は、地域相談支援受給者証（法第五十一条の七第八項に規定する地域相談支援受給者証をいう。以下この条において同じ。）を破り、汚し、又は失った地域相談支援給付決定障害者から、地域相談支援給付決定の有効期間内において、地域相談支援受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、地域相談支援受給者証を交付しなければならない。

（平二四政二六・追加）

第二款 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

（平二四政二六・追加）

（指定一般相談支援事業者の指定に関する読替え）

第二十六条の九 法第五十一条の十九第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第三項	第一項の申請	第五十一条の十九第一項の申請
	次の各号（療養介護に係る指定の申請にあっては、第七号を除く。）	第一号から第三号まで、第五号から第九号まで、第十一号又は第十二号
第三十六条第三項第二号	サービス事業所	一般相談支援事業所（第五十一条の十九第一項に規定する一般相談支援事業所をいう。以下この項において同じ。）
	第四十三条第一項の都道府	第五十一条の二十三第一項

	県の条例	の厚生労働省令
第三十六条第三項第三号	第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準	第五十一条の二十三第二項の厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準
	障害福祉サービス事業	一般相談支援事業
第三十六条第三項第六号	サービス事業所	一般相談支援事業所
	指定障害福祉サービス事業者の	指定一般相談支援事業者（第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。以下この項において同じ。）の
	当該指定障害福祉サービス事業者	当該指定一般相談支援事業者
第三十六条第三項第七号	指定障害福祉サービス事業者	指定一般相談支援事業者
第三十六条第三項第十一号	障害福祉サービス	相談支援
第三十六条第三項第十二号	第四号から第六号まで又は第八号から前号まで	第五号から第六号まで、第八号、第九号又は前号

（平二四政二六・追加、平二五政五・一部改正）

（法第五十一条の十九第二項等において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律）

第二十六条の十 法第五十一条の十九第二項（法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）及び第五十一条の二十第二項（法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、第二十二条第一項各号に掲げる法律とする。

（平二四政二六・追加、平二四政二四四・平二六政一六四・平二六政三〇〇・一部改正）

(法第五十一条の十九第二項等において準用する法第三十六条第三項第五号の二の政令で定める労働に関する法律の規定)

第二十六条の十一 法第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)及び第五十一条の二十第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十六条第三項第五号の二の政令で定める労働に関する法律の規定は、第二十二條の二各号に掲げる法律の規定とする。

(平二五政五・追加)

(指定一般相談支援事業者に係る法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用人)

第二十六条の十二 法第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用人は、一般相談支援事業所(法第五十一条の十九第一項に規定する一般相談支援事業所をいう。第二十六条の十七第一項において同じ。)を管理する者とする。

(平二四政二六・追加、平二五政五・旧第二十六条の十一繰下・一部改正)

(指定特定相談支援事業者の指定に関する読替え)

第二十六条の十三 法第五十一条の二十第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第三項	都道府県知事は	市町村長は
	第一項の申請	第五十一条の二十第一項の申請
	次の各号(療養介護に係る指定の申請にあっては、第七号を除く。)	第一号から第三号まで、第五号から第九号まで、第十一号又は第十二号
第三十六条第三項第二号	サービス事業所	特定相談支援事業所(第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をい

		う。以下この項において同じ。)
	第四十三条第一項の都道府県の条例	第五十一条の二十四第一項の厚生労働省令
第三十六条第三項第三号	第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準	第五十一条の二十四第二項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準
	障害福祉サービス事業	特定相談支援事業
第三十六条第三項第六号	サービス事業所	特定相談支援事業所
	指定障害福祉サービス事業者の	指定特定相談支援事業者(第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下この項において同じ。)の
	当該指定障害福祉サービス事業者	当該指定特定相談支援事業者
第三十六条第三項第七号	指定障害福祉サービス事業者	指定特定相談支援事業者
第三十六条第三項第九号	都道府県知事	都道府県知事又は市町村長
第三十六条第三項第十一号	障害福祉サービス	相談支援
第三十六条第三項第十二号	第四号から第六号まで又は第八号から前号まで	第五号から第六号まで、第八号、第九号又は前号

(平二四政二六・追加、平二五政五・旧第二十六条の十二繰下・一部改正)

(指定特定相談支援事業者に係る法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用人)

第二十六条の十四 法第五十一条の二十第二項(法第五十一条の二十一第二項におい

て準用する場合を含む。)において準用する法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用人は、特定相談支援事業所(法第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。第二十六条の十七第二項において同じ。)を管理する者とする。

(平二四政二六・追加、平二五政五・旧第二十六条の十三繰下・一部改正)

(指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の更新に関する読替え)

第二十六条の十五 指定一般相談支援事業者(法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。次条において同じ。)の指定の更新に関する法第五十一条の二十一第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条第二項	前項	第五十一条の二十一第一項
第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項	第一項の申請	第五十一条の二十一第一項の指定の更新の申請
	次の各号(療養介護に係る指定の申請にあっては、第七号を除く。)	第一号から第三号まで、第五号から第九号まで、第十一号又は第十二号
第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第二号	サービス事業所	一般相談支援事業所(第五十一条の十九第一項に規定する一般相談支援事業所をいう。以下この項において同じ。)
	第四十三条第一項の都道府県の条例	第五十一条の二十三第一項の厚生労働省令
第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第三号	第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準	第五十一条の二十三第二項の厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準

	障害福祉サービス事業	一般相談支援事業
第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第六号	サービス事業所	一般相談支援事業所
	指定障害福祉サービス事業者の	指定一般相談支援事業者(第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。以下この項において同じ。 )の
	当該指定障害福祉サービス事業者	当該指定一般相談支援事業者
第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第七号	指定障害福祉サービス事業者	指定一般相談支援事業者
第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第十一号	指定の申請	指定の更新の申請
	障害福祉サービス	相談支援
第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第十二号	第四号から第六号まで又は第八号から前号まで	第五号から第六号まで、第八号、第九号又は前号

2 指定特定相談支援事業者(法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。次条において同じ。)の指定の更新に関する法第五十一条の二十一第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条第二項	前項	第五十一条の二十一第一項
第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項	都道府県知事は	市町村長は
	第一項の申請	第五十一条の二十一第一項の指定の更新の申請

	次の各号（療養介護に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）	第一号から第三号まで、第五号から第九号まで、第十一号又は第十二号
第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第二号	サービス事業所	特定相談支援事業所（第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。以下この項において同じ。）
	第四十三条第一項の都道府県の条例	第五十一条の二十四第一項の厚生労働省令
第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第三号	第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準	第五十一条の二十四第二項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準
	障害福祉サービス事業	特定相談支援事業
第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第六号	サービス事業所	特定相談支援事業所
	指定障害福祉サービス事業者の	指定特定相談支援事業者（第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下この項において同じ。）の
	当該指定障害福祉サービス事業者	当該指定特定相談支援事業者
第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第七号	指定障害福祉サービス事業者	指定特定相談支援事業者
第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第九号	都道府県知事	都道府県知事又は市町村長



第五十一条の二十第二 項において準用する第 三十六条第三項第十一 号	指定の申請 障害福祉サービス	指定の更新の申請 相談支援
第五十一条の二十第二 項において準用する第 三十六条第三項第十二 号	第四号から第六号まで又は 第八号から前号まで	第五号から第六号まで、第八 号、第九号又は前号

(平二四政二六・追加、平二五政五・旧第二十六条の十四繰下・一部改正)

(法第五十一条の二十九第一項第九号及び第二項第九号の政令で定める法律)

第二十六条の十六 指定一般相談支援事業者に係る法第五十一条の二十九第一項第九号の政令で定める法律及び指定特定相談支援事業者に係る同条第二項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 第二十二条第一項各号(第十五号を除く。)に掲げる法律
- 二 第二十六条第一項各号(第五号を除く。)に掲げる法律

(平二四政二六・追加、平二四政二四四・一部改正、平二五政五・旧第二十六条の十五繰下、平二六政一六四・平二六政三〇〇・平二七政三〇三・一部改正)

(法第五十一条の二十九第一項第十一号及び第二項第十一号の政令で定める使用人)

第二十六条の十七 法第五十一条の二十九第一項第十一号の政令で定める使用人は、一般相談支援事業所を管理する者とする。

2 法第五十一条の二十九第二項第十一号の政令で定める使用人は、特定相談支援事業所を管理する者とする。

(平二四政二六・追加、平二五政五・旧第二十六条の十六繰下)

第四節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給

(平一八政三一九・改称、平二四政二六・旧第三節繰下)

(支給認定に関する読替え)

第二十七条 法第五十二条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条第二項	市町村	市町村等

(市町村を経由して行う支給認定の申請)

第二十八条 法第五十三条第一項の申請のうち精神通院医療に係るものについては、厚生労働省令で定めるところにより、市町村を経由して行うことができる。

(支給認定に係る政令で定める基準)

第二十九条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、支給認定(法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。)に係る障害者等(法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。)及び当該障害者等と生計を一にする者として厚生労働省令で定めるもの(以下「支給認定基準世帯員」という。)について指定自立支援医療(法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。)のあった月の属する年度(指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円未満であることとする。

2 支給認定に係る障害者が、支給認定基準世帯員(当該障害者の配偶者を除く。)の扶養親族(地方税法第二十三条第一項第八号に規定する扶養親族をいう。)及び被扶養者(健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者をいう。)に該当しないときは、前項及び第三十五条第二号から第四号までの規定の適用(同条第三号及び第四号に規定する厚生労働省令で定める者に該当するものに係る適用を除く。)については、支給認定基準世帯員を、当該障害者の配偶者のみであるものとしてすることができる。

(平一八政三一九・平一九政一五六・平一九政一九一・平二〇政二一二・平二二政一〇六・平二四政二六・一部改正)

(医療受給者証の交付)

第三十条 精神通院医療に係る法第五十四条第三項の医療受給者証(同項に規定する医療受給者証をいう。以下同じ。)の交付は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村を経由して行うことができる。

(支給認定の変更の認定に関する読替え)

第三十一条 法第五十六条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条第二項	市町村	市町村等

(申請内容の変更の届出)

第三十二条 支給認定障害者等(法第五十四条第三項に規定する支給認定障害者等をいう。以下同じ。)は、支給認定の有効期間(法第五十五条に規定する支給認定の有効期間をいう。次条において同じ。)内において、当該支給認定障害者等の氏名その他の厚生労働省令で定める事項を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該支給認定障害者等に対し支給認定を行った市町村等(法第八条第一項に規定する市町村等をいう。以下同じ。)に当該事項を届け出なければならない。

2 精神通院医療に係る前項の届出は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村を經由して行うことができる。

(医療受給者証の再交付)

第三十三条 市町村等は、医療受給者証を破り、汚し、又は失った支給認定障害者等から、支給認定の有効期間内において、医療受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、医療受給者証を交付しなければならない。

2 精神通院医療に係る前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村を經由して行うことができる。

(支給認定を取り消す場合)

第三十四条 法第五十七条第一項第四号の政令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 支給認定を受けた障害児の保護者、障害者等の配偶者又は障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者が、正当な理由なしに法第九条第一項の規定による命令に応じないとき。

二 支給認定障害者等が法第五十三条第一項の規定又は第五十六条第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。

(指定自立支援医療に係る負担上限月額)

第三十五条 法第五十八条第三項第一号の当該支給認定障害者等の家計の負担能力、

障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額（附則第十三条において「負担上限月額」という。）は、法第五十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める医療の種類ごとに、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 その支給認定に係る障害者等が、当該支給認定に係る自立支援医療について、費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の市町村等による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者（以下「高額治療継続者」という。）である場合における当該支給認定障害者等（次号から第五号までに掲げる者を除く。） 一万円
- 二 その支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であって、当該支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が三万三千元未満である場合における当該支給認定障害者等（次号から第五号までに掲げる者を除く。） 五千元
- 三 市町村民税世帯非課税者（その支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が、指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定障害者等をいう。次号において同じ。）又はその支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が指定自立支援医療のあった月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等（次号及び第五号に掲げる者を除く。） 五千元
- 四 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定自立支援医療のあった月の属する年の前年（指定自立支援医療のあった月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）をいう。当該指定自立支援医療のあった月の属する年

の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）及び当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年に支給された国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又はその支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が指定自立支援医療のあった月において要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等（次号に掲げる者を除く。） 二千五百円

五 その支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が、指定自立支援医療のあった月において、被保護者又は要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等 零

（平一八政三一九・平一九政一九一・平二二政一〇六・平二四政二六・一部改正）

（病院又は診療所に準ずる医療機関）

第三十六条 法第五十九条第一項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者
- 二 介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）

（平一八政一五四・平二七政一三八・一部改正）

（指定自立支援医療機関の指定に関する読替え）

第三十七条 法第五十九条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第三項各号列記	第一項	第五十九条第一項
以外の部分	次の各号（療養介護に係る指定の申請にあっては、第	第四号から第六号まで又は第八号から第十三号まで

	七号を除く。)	
第三十六条第三項第六号	第五十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項	第六十八条第一項
	サービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人	医療機関の管理者
	指定障害福祉サービス事業者の	指定自立支援医療機関（第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関をいう。以下この号において同じ。）の
	当該指定障害福祉サービス事業者	当該指定自立支援医療機関の開設者
第三十六条第三項第八号	第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項	第六十八条第一項
	第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十条の規定による指定の辞退の申出
	当該事業の廃止	当該指定の辞退
	当該届出	当該申出
第三十六条第三項第九号	第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合	第六十六条第一項

	を含む。)又は第五十一条の二十七第一項若しくは第二項	
	第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項	第六十八条第一項
	第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十条の規定による指定の辞退の申出
	当該事業の廃止	当該指定の辞退
	当該届出	当該申出
第三十六条第三項第十号	第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十条の規定による指定の辞退の申出
	当該届出	当該申出
	当該事業の廃止	当該指定の辞退
第三十六条第三項第十一号	障害福祉サービス	自立支援医療

(平二四政二六・平二五政五・一部改正)

(法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律)

第三十八条 法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、第二十二条第一項第一号から第四号まで、第八号、第十三号及び第十五号並びに第二項各号(第九号を除く。)に掲げる法律とする。

(平一八政三一九・平二四政二四四・平二六政一六四・平二六政二六九・平二六政二七八・平二六政三五八・平二六政三〇〇(平二六政三五八)・平二七政三〇三・一部改正)

(法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の二の政令で定める労働に関する法律の規定)

第三十八条の二 法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の二の政令で定める労働に関する法律の規定は、第二十二條の二各号に掲げる法律の規定とする。

(平二五政五・追加)

(指定自立支援医療機関の指定の更新に関する読替え)

第三十九条 法第六十条第二項の規定により健康保険法第六十八条第二項の規定を準用する場合には、同項中「保険医療機関(第六十五条第二項の病院及び診療所を除く。)又は保険薬局」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関」と、「前項」とあるのは「同法第六十条第一項」と、「同条第一項」とあるのは「同法第五十九条第一項」と読み替えるものとする。

(平二五政五・一部改正)

(指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出)

第四十条 法第六十五条の規定により指定を辞退しようとする指定自立支援医療機関の開設者は、その旨を、当該指定自立支援医療機関の所在地の都道府県知事に申し出なければならない。

(指定自立支援医療機関の指定の取消し又は効力の停止に関する読替え)

第四十一条 法第六十八条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十条第一項第八号	第二十九条第一項	第五十四条第二項
第五十条第一項第九号	前各号	前号
第五十条第一項第十号	前各号	前二号
	障害福祉サービスに	自立支援医療に
第五十条第一項第十一号及び第十二号	障害福祉サービスに	自立支援医療に
第五十条第二項	市町村	更生医療に係る自立支援医



		療費を支給する市町村
	指定障害福祉サービスを	指定自立支援医療を
	サービス事業所	医療機関

(法第六十八条第二項において準用する法第五十条第一項第九号の政令で定める法律)

第四十二条 法第六十八条第二項において準用する法第五十条第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 第二十二條第一項第一号から第四号まで、第八号及び第十三号並びに第二項各号(第九号を除く。)に掲げる法律

二 第二十六條第一項各号(第五号を除く。)及び第二項第一号に掲げる法律

(平二四政二四四・平二六政一六四・平二六政二六九・平二六政二七八・平二六政三五八・平二六政三〇〇(平二六政三五八)・平二七政三〇三・一部改正)

(療養介護医療費の支給に関する読替え)

第四十二条の二 法第七十条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十八条第三項	(当該指定自立支援医療	(当該指定療養介護医療(指定障害福祉サービス事業者から受けた当該指定に係る療養介護医療をいう。以下この条において同じ。))
第五十八条第三項第一号	指定自立支援医療	指定療養介護医療
	支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態	支給決定障害者(第七十条第一項に規定する介護給付費(療養介護に係るものに限る。))に係る支給決定を受けた障害

		者をいう。以下この条において同じ。)の家計の負担能力
第五十八条第三項第二号及び第三号	指定自立支援医療	指定療養介護医療
	支給認定障害者等	支給決定障害者
第五十八条第四項	前項	第七十条第二項において準用する前項
	自立支援医療	療養介護医療
第五十八条第五項	支給認定に係る障害者等が指定自立支援医療機関から指定自立支援医療	支給決定障害者が指定障害福祉サービス事業者から指定療養介護医療
	市町村等	市町村
	支給認定障害者等	支給決定障害者
	当該指定自立支援医療機関	当該指定障害福祉サービス事業者
	当該指定自立支援医療に	当該指定療養介護医療に
第五十八条第六項	前項	第七十条第二項において準用する前項
	支給認定障害者等	支給決定障害者

(平一八政三一九・追加、平二四政二六・一部改正)

(基準該当療養介護医療費の支給に関する読替え)

第四十二条の三 法第七十一条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十八条第三項	(当該指定自立支援医療	(当該基準該当療養介護医療(第七十一条第一

		項に規定する基準該当療養介護医療をいう。以下この条において同じ。)
第五十八条第三項第一号	指定自立支援医療	基準該当療養介護医療
	支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態	支給決定障害者(第七十一条第一項に規定する特例介護給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る支給決定を受けた障害者をいう。以下この条において同じ。)の家計の負担能力
第五十八条第三項第二号及び第三号	指定自立支援医療	基準該当療養介護医療
	支給認定障害者等	支給決定障害者
第五十八条第四項	前項	第七十一条第二項において準用する前項
	自立支援医療	基準該当療養介護医療

(平一八政三一九・追加、平二四政二六・一部改正)

(指定療養介護医療等に係る負担上限月額)

第四十二条の四 法第七十条第二項又は第七十一条第二項において準用する法第五十八条第三項第一号の当該支給決定障害者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(次項及び附則第十三条の二において「負担上限月額」という。)は、次の各号に掲げる支給決定障害者(法第七十条第二項又は第七十一条第二項において準用する法第五十八条第三項第一号に規定する支給決定障害者をいう。以下この条及び附則第十三条の二において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 四万二百円
- 二 市町村民税世帯非課税者(支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世

帯に属する者（特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。）が指定療養介護医療等（指定障害福祉サービス事業者等（法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）から受けた当該指定に係る療養介護医療又は基準該当事業所（法第三十条第一項第二号イに規定する基準該当事業所をいう。）若しくは基準該当施設から受けた法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定療養介護医療等のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給決定障害者をいう。次号において同じ。）又は支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する者が指定療養介護医療等のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者（次号及び第四号に掲げる者を除く。） 二万四千六百元

三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定療養介護医療等のあつた月の属する年の前年（指定療養介護医療等のあつた月が一月から六月までの場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額、当該指定療養介護医療等のあつた月の属する年の前年の合計所得金額及び当該指定療養介護医療等のあつた月の属する年の前年に支給された国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する者が指定療養介護医療等のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者（次号に掲げる者を除く。） 一万五千元

四 支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する者が、指定療養介護医療等のあつた月において、被保護者又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者 零

2 次に掲げる額の合計額が家計における一人当たりの平均的な支出額として支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額を上回る支給決定障害者（二十歳未満の者に限る。以下この項において同じ。）の指定療養介護医療等に

係る負担上限月額、前項の規定にかかわらず、同項第一号中「四万二百円」とあるのは「零以上四万二百円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

一 支給決定障害者が同一の月に受けた療養介護に係る法第二十九条第三項第一号に掲げる額又は法第三十条第三項第一号及び第二号に定める額を合計した額に百分の十を乗じて得た額（次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額を超える場合は当該額とする。）

イ 前項第一号に掲げる者 三万七千二百円

ロ 前項第二号に掲げる者 二万四千六百円

ハ 前項第三号に掲げる者 一万五千元

ニ 前項第四号に掲げる者 零

二 支給決定障害者が同一の月に受けた法第七十条第二項又は第七十一条第二項において準用する法第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療等に係る健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の百分の十に相当する額（前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超える場合は当該額とする。）並びに支給決定障害者が同一の月に受けた指定療養介護医療等に係る健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額及び同法第八十五条の二第二項に規定する生活療養標準負担額の合計額

三 食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額

（平一八政三一九・追加、平二二政一〇六・平二四政二六・一部改正）

（医療に関する審査機関）

第四十三条 法第七十三条第三項の政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織及び介護保険法第七十九条に規定する介護給付

費等審査委員会とする。

(平二七政一三八・一部改正)

#### 第五節 補装具費の支給

(平一八政三一九・追加、平二四政二六・旧第四節繰下)

(補装具費の支給に係る政令で定める者等)

第四十三条の二 法第七十六条第一項ただし書の政令で定める者は、同項の申請に係る障害者等の属する世帯の他の世帯員(障害者である場合にあっては、その配偶者に限る。次項において同じ。)とする。

2 法第七十六条第一項ただし書の政令で定める基準は、同項の申請に係る障害者等及びその属する世帯の他の世帯員のうちいずれかの者について、補装具の購入又は修理のあった月の属する年度(補装具の購入又は修理のあった月が四月から六月までの間にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額が四十六万円であることとする。

(平一八政三一九・追加、平一九政一九一・平二〇政二一二・一部改正)

(補装具費に係る負担上限月額)

第四十三条の三 法第七十六条第二項に規定する当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる補装具費支給対象障害者等(同条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。以下この条及び第四十三条の五第一項第二号において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 三万七千二百円

二 市町村民税世帯非課税者(補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者(補装具費支給対象障害者等(法第七十六条第一項の申請に係る障害者に限る。)にあっては、その配偶者に限る。))が補装具の購入又は修理のあった月の属する年度(補装具の購入又は修理のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該補装具費支給対象障害者等をいう。)又は補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同

一の世帯に属する者が補装具の購入若しくは修理のあった月において被保護者若しくは要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該補装具費支給対象障害者等 零

(平一八政三一九・追加、平二〇政二一二・平二二政一〇六・平二四政二六・一部改正)

#### 第六節 高額障害福祉サービス等給付費の支給

(平二四政二六・追加)

(高額障害福祉サービス等給付費の対象となるサービス及び介護給付費等)

第四十三条の四 法第七十六条の二第一項に規定する障害福祉サービスのうち政令で定めるものは、法第五条第一項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)とし、法第七十六条の二第一項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるものは、介護保険法第五十一条に規定する居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。))及び施設サービス並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。))及び地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。))(次条第一項第三号において「居宅サービス等」と総称する。)とする。

2 法第七十六条の二第一項に規定する介護給付費等のうち政令で定めるものは、法第十九条第一項に規定する介護給付費等(以下「介護給付費等」という。)とし、法第七十六条の二第一項に規定する介護給付等のうち政令で定めるものは、介護保険法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費及び高額介護サービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費及び高額介護予防サービス費(次条第一項第三号において「介護サービス費等」と総称する。)とする。

(平二四政二六・追加)

(高額障害福祉サービス等給付費の支給要件及び支給額等)

第四十三条の五 高額障害福祉サービス等給付費は、次に掲げる額を合算した額(以下この条において「利用者負担世帯合算額」という。))が高額障害福祉サービス等

給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額に支給決定障害者等<sup>あん</sup>按分率（支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一号及び第三号に掲げる額並びに購入又は修理をした補装具に係る第二号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。

- 一 同一の世帯に属する支給決定障害者等（特定支給決定障害者にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である支給決定障害者等に限る。第三号において同じ。）が同一の月に受けた障害福祉サービスに係る法第二十九条第三項第一号に掲げる額及び法第三十条第三項各号に定める額の合計額から当該障害福祉サービスにつき支給された介護給付費等の合計額を控除して得た額
- 二 同一の世帯に属する補装具費支給対象障害者等（補装具費支給対象障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である補装具費支給対象障害者等に限る。）が同一の月に購入又は修理をした補装具に係る法第七十六条第二項に規定する基準額の合計額から当該購入又は修理をした補装具につき支給された同条第一項に規定する補装具費の合計額を控除して得た額
- 三 同一の世帯に属する支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費等（高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費を除く。）の合計額に九十分の百（介護保険法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第五十条第一項又は第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第二項又は第六十条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等の合計額を控除して得た額
- 四 同一の世帯に属する児童福祉法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者（同項に規定する通所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合に



あつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である同項に規定する通所給付決定保護者に限る。)が同一の月に受けた同条第一項に規定する障害児通所支援に係る同法第二十一条の五の三第二項第一号に掲げる額及び同法第二十一条の五の四第三項各号に定める額の合計額から当該障害児通所支援につき支給された同法第二十一条の五の五第一項に規定する障害児通所給付費等の合計額を控除して得た額

五 同一の世帯に属する児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者(同項に規定する入所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である同項に規定する入所給付決定保護者に限る。)が同一の月に受けた同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援に係る同条第二項第一号に掲げる額の合計額から当該指定入所支援につき支給された同条第一項に規定する障害児入所給付費の合計額を控除して得た額

2 支給決定障害者等が、次条第二号に掲げる者であるときは、前項第三号に掲げる額は零とする。

3 第十七条第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額、同項第四号に掲げる額(当該支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)が通所給付決定保護者(児童福祉法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下この条において同じ。)である場合における当該通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。)及び第一項第五号に掲げる額(当該支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)が入所給付決定保護者(児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下この条において同じ。)である場合における当該入所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。)を合算した額が負担上限月額(当該支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)が通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者である場合にあっては、当該負担上限月額と特定保護者負担上限月額のいずれが高い額とする。以下この項及び第五項

において同じ。)を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、当該支給決定障害者等に対して高額障害福祉サービス等給付費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。

- 一 当該支給決定障害者等に係る第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額(当該支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)が通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者である場合にあっては、その額に障害児保護者<sup>あん</sup>按分率(通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者である支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額を同号、同項第四号及び同項第五号に掲げる額を合算した額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。)
  - 二 調整後利用者負担世帯合算額から第一項の高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に支給決定障害者等<sup>あん</sup>按分率を乗じて得た額
- 4 前項の「特定保護者負担上限月額」とは、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該支給決定障害者等が次の各号のいずれにも該当するときは、いずれか高い額とする。
- 一 通所給付決定保護者である支給決定障害者等 当該通所給付決定保護者に係る児童福祉法施行令(昭和三十二年政令第七十四号)第二十四条に規定する障害児通所支援負担上限月額に相当する額
  - 二 入所給付決定保護者である支給決定障害者等 当該入所給付決定保護者に係る児童福祉法施行令第二十七条の二に規定する障害児入所支援負担上限月額に相当する額
- 5 第三項第二号の「調整後利用者負担世帯合算額」とは、利用者負担世帯合算額から同一の世帯に属する支給決定障害者等(特定支給決定障害者にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である支給決定障害者等に限る。)に係る第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額を控除して得た額をいう。
- 6 高額障害福祉サービス等給付費の支給に関する手続に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(平二四政二六・追加、平二五政五・平二六政一二七・平二六政三五七・平二七政一三八・一部改正)

(高額障害福祉サービス等給付費算定基準額)

第四十三条の六 前条第一項の高額障害福祉サービス等給付費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第十七条第一号から第三号までに掲げる者 三万七千二百円
- 二 第十七条第四号に掲げる者 零

(平二四政二六・追加)

### 第三章 障害者支援施設

(平一八政三一九・追加)

第四十三条の七 市町村は、その設置した障害者支援施設を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 市町村長(特別区の区長を含む。)は、当該市町村において、その設置した障害者支援施設の名称若しくは所在地を変更し、又は当該施設の建物、設備若しくは事業内容に重大な変更を加えたときは、速やかに、都道府県知事に報告しなければならない。

(平一八政三一九・追加、平二四政二六・旧第四十三条の四繰下)

### 第四章 費用

(平一八政三一九・旧第三章繰下)

(障害福祉サービス費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)

第四十四条 都道府県は、法第九十四条第一項の規定により、毎年度、障害福祉サービス費等負担対象額(同項第一号に規定する障害福祉サービス費等負担対象額をいう。以下この条において同じ。)の百分の二十五を負担する。

- 2 国は、法第九十五条第一項の規定により、毎年度、障害福祉サービス費等負担対象額の百分の五十を負担する。

- 3 障害福祉サービス費等負担対象額は、各市町村につき、その支弁する次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。

- 一 障害福祉サービス費等(法第九十二条第一号に規定する障害福祉サービス費等をいう。)の支給に要する費用 次のイ又はロに掲げる費用の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を合算して得た額

- イ 介護給付費等（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援及び常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働大臣が定める者が利用する障害福祉サービスに係るものに限る。）の支給に要する費用 当該介護給付費等について障害者等の障害支援区分、他の法律の規定により受けることができるサービスの量その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の人数に応じ算定した額又は当該介護給付費等の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）のいずれか低い額
- ロ 介護給付費等（イに掲げるものを除く。）、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に要する費用 当該介護給付費等、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- 二 相談支援給付費等（法第九十二条第二号に規定する相談支援給付費等をいう。）の支給に要する費用 当該相談支援給付費等の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- 三 高額障害福祉サービス等給付費の支給に要する費用 当該高額障害福祉サービス等給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- （平一八政三一九・平二三政二九六・平二四政二六・平二五政三一九・一部改正）

（自立支援医療費等に係る都道府県及び国の負担）

第四十五条 法第九十四条第一項の規定により、毎年度都道府県が市町村に対して負担する同項第二号の額は、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費（次項において「自立支援医療費等」という。）の支給に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

2 法第九十五条第一項の規定により、毎年度国が市町村又は都道府県に対して負担する同項第二号又は第三号の額は、自立支援医療費等の支給に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、

厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

(平一八政三一九・一部改正)

(地域生活支援事業に係る都道府県及び国の補助)

第四十五条の二 法第九十四条第二項の規定により、毎年度都道府県が市町村に対して補助する同項の額は、市町村が行う地域生活支援事業に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

2 法第九十五条第二項の規定により、毎年度国が市町村又は都道府県に対して補助する同項第二号の額は、市町村又は都道府県が行う地域生活支援事業に要する費用の額から、その年度におけるそれらの費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

(平一八政三一九・追加)

(市町村が行う支給決定に係る事務の処理に要する費用に係る国の補助)

第四十五条の三 法第九十五条第二項の規定により、毎年度国が市町村に対して補助する同項第一号の額は、市町村が行う支給決定に係る事務の処理に要する費用(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定により市町村が審査判定業務を都道府県審査会に委託している場合にあっては、当該委託に係る費用を含む。)の額及び市町村が行う地域相談支援給付決定に係る事務の額の合計額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

(平一八政三一九・追加、平二四政二六・一部改正)

## 第五章 審査請求

(平一八政三一九・旧第四章繰下)

(不服審査会の委員の定数の基準)

第四十六条 法第九十八条第一項に規定する不服審査会(以下「不服審査会」という。)の委員の定数に係る同条第二項に規定する政令で定める基準は、不服審査会の介護給付費等又は地域相談支援給付費等(法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付費等をいう。)に係る処分に関する審査請求の事件の件数その他の事情を勘案して、各都道府県が必要と認める数の第四十八条第一項に規定する合議体を不服審査会に設置することができる数であることとする。

(平二四政二六・一部改正)

(会議)

第四十七条 不服審査会は、会長が招集する。

- 2 不服審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。
- 3 不服審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(合議体)

第四十八条 不服審査会は、委員のうちから不服審査会が指名する者をもって構成する合議体(以下この条において「合議体」という。)で、審査請求の事件を取り扱う。

- 2 合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあつては、会長が長となり、その他のものにあつては、不服審査会の指名する委員が長となる。
- 3 合議体を構成する委員の定数は、五人を標準として都道府県が定める数とする。
- 4 合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 5 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、長の決するところによる。
- 6 不服審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって不服審査会の議決とする。

(市町村等に対する通知)

第四十九条 法第百二条の規定による通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十一条第二項に規定する審査請求録取書の写しを送付することにより行わなければならない。

(平二七政三九二・一部改正)

(関係人に対する旅費等)

第五十条 都道府県が法第百三条第二項の規定により支給すべき旅費、日当及び宿泊料については、地方自治法第二百七条の規定に基づく条例による実費弁償の例によるものとし、報酬については、条例の定めるところによる。

(平一八政三一九・一部改正)

## 第六章 雑則

(平一八政三一九・旧第五章繰下)

(大都市等の特例)

第五十一条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第百六条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七百七十四条の三十二第一項から第三項までに定めるところによる。

2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）において、法第百六条の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第七百七十四条の四十九の十二に定めるところによる。

(平一八政三一九・一部改正)

(厚生労働省令への委任)

第五十二条 この政令で定めるもののほか、この政令の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

(不服審査会の委員の任期の経過措置)

第二条 平成十九年三月三十一日以前に任命された不服審査会の委員の任期は、法第九十九条第一項の規定にかかわらず、同日までとする。

(十八歳未満の精神障害者の障害福祉サービスの利用の特例)

第三条 当分の間、法附則第二条の規定の適用については、同条中「児童は、」とあるのは、「児童又は第二十二條第二項の規定による精神保健福祉センターの意見その他の事情を勘案して障害福祉サービス（障害者のみを対象とするものに限る。）を利用することが適当であると市町村が認めた精神障害者である児童は、」とする。

(法附則第五条第一項の規定により支給決定を受けたものとみなされた者に関する読み替え)

第四条 法附則第五条第二項の規定による読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
--------------	-----------	---------

第二十三条	支給決定は	附則第五条第一項の規定により支給決定を受けたものとみなされた者に係る支給決定は
-------	-------	---

(法附則第五条第一項の規定により支給決定を受けたものとみなされた者に関する経過措置)

第五条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)において現に法附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」という。)第六条の二第二項に規定する児童居宅介護(行動援護及び外出介護に該当するものを除く。)に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害児の保護者については、施行日に、居宅介護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。

2 施行日において現に旧児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童居宅介護(行動援護に該当するものに限る。)に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害児の保護者については、施行日に、行動援護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。

3 施行日において現に旧児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童居宅介護(外出介護に該当するものに限る。)に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害児の保護者については、施行日に、外出介護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。

4 施行日において現に旧児童福祉法第六条の二第三項に規定する児童デイサービスに係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害児の保護者については、施行日に、児童デイサービスに係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。

5 施行日において現に旧児童福祉法第六条の二第四項に規定する児童短期入所に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害児の保護者については、施行日に、短期入所に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。

6 施行日において現に法附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法(以下「旧身体障害者福祉法」という。)第四条の二第二項に規定する身体障害者居宅介護(外出介護に該当するものを除く。)に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、居宅介護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。



- 7 施行日において現に旧身体障害者福祉法第四条の二第二項に規定する身体障害者居宅介護（外出介護に該当するものに限る。）に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、外出介護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。
- 8 施行日において現に旧身体障害者福祉法第四条の二第三項に規定する身体障害者デイサービスに係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、法附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイサービス（以下「障害者デイサービス」という。）に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。
- 9 施行日において現に旧身体障害者福祉法第四条の二第四項に規定する身体障害者短期入所に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、短期入所に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。
- 10 施行日において現に法附則第五十一条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下「旧知的障害者福祉法」という。）第四条第二項に規定する知的障害者居宅介護（行動援護及び外出介護に該当するものを除く。）に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、居宅介護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。
- 11 施行日において現に旧知的障害者福祉法第四条第二項に規定する知的障害者居宅介護（行動援護に該当するものに限る。）に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、行動援護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。
- 12 施行日において現に旧知的障害者福祉法第四条第二項に規定する知的障害者居宅介護（外出介護に該当するものに限る。）に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、外出介護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。
- 13 施行日において現に旧知的障害者福祉法第四条第三項に規定する知的障害者デイサービスに係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、障害者デイサービスに係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。
- 14 施行日において現に旧知的障害者福祉法第四条第四項に規定する知的障害者短期入所に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、短期入所に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。

15 施行日において現に旧知的障害者福祉法第四条第五項に規定する知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、共同生活援助に係る訓練等給付費の支給決定を受けたものとみなす。

(法附則第九条に規定する政令で定める日)

第六条 法附則第九条に規定する政令で定める日は、平成十九年九月三十日とする。

(特定旧法指定施設に関する経過措置)

第六条の二 法附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設(以下この条において「特定旧法指定施設」という。)であって平成十八年十月一日前に法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(以下「平成十八年十月改正前身体障害者福祉法」という。)第十七条の三十第一項各号のいずれか又は法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(以下「平成十八年十月改正前知的障害者福祉法」という。)第十五条の三十第一項各号のいずれかに該当するに至ったものについては、同日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、法第五十条第三項において準用する同条第一項各号のいずれかに該当したものとみなして、同条の規定を適用する。

2 平成十八年十月一日前に特定旧法指定施設に対してなされた平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第十七条の二十八第一項又は平成十八年十月改正前知的障害者福祉法第十五条の二十八第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出の命令又は出頭の求め(当該報告若しくは提出の期限又は出頭の期日が同日以後に到来するものに限る。)は、同日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、法第四十八条第三項において準用する同条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類の提出を命ずる処分又は出頭を求める処分とみなす。

3 特定旧法指定施設が、平成十八年十月一日前に行った次の各号に掲げる支援について、同日以後に当該各号に定める費用の請求を行った場合において、当該請求に関し不正があったときは、同日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、法第五十条第三項において準用する同条第一項第五号に該当したものとみなして、同条の規定を適用する。

一 平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第十七条の十第一項に規定する指定施設支援 同項に規定する施設訓練等支援費又は平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第十七条の十三の四第一項に規定する特定入所者食費等給付費

二 平成十八年十月改正前知的障害者福祉法第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援 同項に規定する施設訓練等支援費又は平成十八年十月改正前知的障害者福祉法第十五条の十四の四第一項に規定する特定入所者食費等給付費

(平一八政三一九・追加)

(福祉ホームに関する経過措置)

第六条の三 平成十八年十月一日前に法附則第二十三条第二項の規定により福祉ホームとみなされた同項に規定する身体障害者福祉ホーム等(以下この条において「みなし福祉ホーム」という。)に対してなされた平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第三十九条第二項又は社会福祉法第七十条の規定による報告の命令(当該報告の期限が同日以後に到来するものに限る。)は、法第八十一条第一項の規定により報告を求める処分とみなす。

2 平成十八年十月一日前にみなし福祉ホームに対してなされた社会福祉法第七十一条の規定による事業の改善の命令(当該改善の期限が同日以後に到来するものに限る。)は、法第八十二条第二項の規定により施設の設備又は運営の改善を命ずる処分とみなす。

3 平成十八年十月一日前にみなし福祉ホームに対してなされた平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第四十一条第一項若しくは社会福祉法第七十二条第一項の規定による事業の停止の命令(当該停止の期間が同日において満了していないものに限る。)又は平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第四十一条第一項の規定による廃止の命令(当該廃止の期限が同日以後に到来するものに限る。)は、法第八十二条第二項の規定により事業の停止又は廃止を命ずる処分とみなす。

(平一八政三一九・追加、平二四政二六・旧第六条の五繰上)

(相談支援事業に関する経過措置)

第六条の四 平成十八年十月一日前に法附則第二十三条第三項の規定により相談支援事業とみなされた同項に規定する障害児相談支援事業等(以下この条において「みなし相談支援事業」という。)に対してなされた法附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法(以下この条において「平成十八年十月改正前児童福祉法」という。)第三十四条の四、平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第三十九条第一項又は平成十八年十月改正前知的障害者福祉法第二十一条の二第一項の規定による報告の命令(当該報告の期限が同日以後に到来するものに限る。)は、法第八十一条

第一項の規定により報告を求める処分とみなす。

- 2 平成十八年十月一日前にみなし相談支援事業に対してなされた平成十八年十月改正前児童福祉法第三十四条の五、平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第四十条又は平成十八年十月改正前知的障害者福祉法第二十一条の三の規定による事業の制限又は停止の命令（当該制限又は停止の期間が同日において満了していないものに限る。）は、法第八十二条第一項の規定により事業の制限又は停止を命ずる処分とみなす。

（平一八政三一九・追加、平二四政二六・旧第六条の六繰上）

（法附則第二十九条第一項の規定により新法措置とみなされる障害福祉サービス）

第七条 施行日において現に旧児童福祉法第二十一条の二十五第一項の規定による行政措置（以下この条において「旧法措置」という。）を受けて旧児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童居宅介護（行動援護及び外出介護に該当するものを除く。）が提供されている障害児及び障害児の保護者（以下この条において「障害児等」という。）は、施行日に、法附則第二十五条の規定による改正後の児童福祉法第二十一条の二十五第一項の規定による行政措置（以下この条において「新法措置」という。）を受けて居宅介護が提供されている障害児等とみなす。

- 2 施行日において現に旧法措置を受けて旧児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童居宅介護（行動援護に該当するものに限る。）が提供されている障害児等は、施行日に、新法措置を受けて行動援護が提供されている障害児等とみなす。
- 3 施行日において現に旧法措置を受けて旧児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童居宅介護（外出介護に該当するものに限る。）が提供されている障害児等は、施行日に、新法措置を受けて外出介護が提供されている障害児等とみなす。
- 4 施行日において現に旧法措置を受けて旧児童福祉法第六条の二第三項に規定する児童デイサービスが提供されている障害児等は、施行日に、新法措置を受けて児童デイサービスが提供されている障害児等とみなす。
- 5 施行日において現に旧法措置を受けて旧児童福祉法第六条の二第四項に規定する児童短期入所が提供されている障害児等は、施行日に、新法措置を受けて短期入所が提供されている障害児等とみなす。

（法附則第三十二条の政令で定める日）

第七条の二 法附則第三十二条の政令で定める日は、平成十九年九月三十日とする。

(平一八政三一九・追加)

(法附則第三十七条第一項の規定により新法措置とみなされる障害福祉サービス)

第八条 施行日において現に旧身体障害者福祉法第十八条第一項の規定による行政措置(以下この条において「旧法措置」という。)を受けて旧身体障害者福祉法第四条の二第二項に規定する身体障害者居宅介護(外出介護に該当するものを除く。)が提供されている身体障害者は、施行日に、法附則第三十四条の規定による改正後の身体障害者福祉法第十八条第一項の規定による行政措置(以下この条において「新法措置」という。)を受けて居宅介護が提供されている身体障害者とみなす。

2 施行日において現に旧法措置を受けて旧身体障害者福祉法第四条の二第二項に規定する身体障害者居宅介護(外出介護に該当するものに限る。)が提供されている身体障害者は、施行日に、新法措置を受けて外出介護が提供されている身体障害者とみなす。

3 施行日において現に旧法措置を受けて旧身体障害者福祉法第四条の二第三項に規定する身体障害者デイサービスが提供されている身体障害者は、施行日に、新法措置を受けて障害者デイサービスが提供されている身体障害者とみなす。

4 施行日において現に旧法措置を受けて旧身体障害者福祉法第四条の二第四項に規定する身体障害者短期入所が提供されている身体障害者は、施行日に、新法措置を受けて短期入所が提供されている身体障害者とみなす。

(法附則第四十八条の政令で定める精神障害者社会復帰施設)

第八条の二 法附則第四十八条の政令で定める精神障害者社会復帰施設は、法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第四項に規定する精神障害者福祉ホーム(厚生労働大臣が定めるものに限る。)及び同条第六項に規定する精神障害者地域生活支援センターとする。

(平一八政三一九・追加)

(法附則第五十五条第一項の規定により新法措置とみなされる障害福祉サービス)

第九条 施行日において現に旧知的障害者福祉法第十五条の三十二第一項の規定による行政措置(以下この条において「旧法措置」という。)を受けて旧知的障害者福祉法第四条第二項に規定する知的障害者居宅介護(行動援護及び外出介護に該当するものを除く。)が提供されている知的障害者は、施行日に、法附則第五十一条の規定による改正後の知的障害者福祉法第十五条の三十二第一項の規定による行政措

置（以下この条において「新法措置」という。）を受けて居宅介護が提供されている知的障害者とみなす。

- 2 施行日において現に旧法措置を受けて旧知的障害者福祉法第四条第二項に規定する知的障害者居宅介護（行動援護に該当するものに限る。）が提供されている知的障害者は、施行日に、新法措置を受けて行動援護が提供されている知的障害者とみなす。
- 3 施行日において現に旧法措置を受けて旧知的障害者福祉法第四条第二項に規定する知的障害者居宅介護（外出介護に該当するものに限る。）が提供されている知的障害者は、施行日に、新法措置を受けて外出介護が提供されている知的障害者とみなす。
- 4 施行日において現に旧法措置を受けて旧知的障害者福祉法第四条第三項に規定する知的障害者デイサービスが提供されている知的障害者は、施行日に、新法措置を受けて障害者デイサービスが提供されている知的障害者とみなす。
- 5 施行日において現に旧法措置を受けて旧知的障害者福祉法第四条第四項に規定する知的障害者短期入所が提供されている知的障害者は、施行日に、新法措置を受けて短期入所が提供されている知的障害者とみなす。
- 6 施行日において現に旧法措置を受けて旧知的障害者福祉法第四条第五項に規定する知的障害者地域生活援助が提供されている知的障害者は、施行日に、新法措置を受けて共同生活援助が提供されている知的障害者とみなす。

（市町村審査会の委員の任期の経過措置）

第十条 平成十九年三月三十一日以前に任命された市町村審査会の委員の任期は、第五条第一項の規定にかかわらず、同日までとする。

（指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額の経過措置）

第十一条 平成十八年十月一日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第十七条第一項中「第二十九条第四項」とあるのは、「第二十九条第四項（法附則第二十一条第三項及び第二十二条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」とする。

- 2 平成二十年七月一日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第十七条第一項第二号イ中「に入所する者（）」とあるのは「又は旧法指定施設（法附則第二十条に規定する旧法指定施設をいう。以下この項において同じ。）

に入所する者（指定障害者支援施設等又は旧法指定施設に通う者を除き、）と、同  
号口及び同項第三号中「に入所する者」とあるのは「又は旧法指定施設に入所する  
者（指定障害者支援施設等又は旧法指定施設に通う者を除く。）」と、同項第四号  
中「に入所する者（）とあるのは「又は旧法指定施設に入所する者（指定障害者支  
援施設等又は旧法指定施設に通う者を除き、）とする。

（平一八政三一九・追加、平二〇政二一二・一部改正、平二二政一〇六・旧  
第十一条の二繰上・一部改正）

（高額障害福祉サービス費の支給要件及び支給額等の経過措置）

第十一条の二 平成十八年十月一日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日  
の前日までの間は、第二十条第一項第一号中「第二十九条第三項」とあるのは、「第  
二十九条第三項又は法附則第二十一条第二項若しくは第二十二条第四項」とする。

（平一八政三一九・追加、平二二政一〇六・旧第十一条の三繰上）

（特定入所サービスの経過措置）

第十一条の三 平成十八年十月一日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日  
の前日までの間は、第二十一条の二中「施設入所支援」とあるのは、「施設入所支  
援又は法附則第二十条に規定する旧法施設支援」とする。

（平一八政三一九・追加、平二二政一〇六・旧第十一条の四繰上）

（支給認定に係る政令で定める基準の経過的特例）

第十二条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、第二十九条に規定するもの  
のほか、平成三十年三月三十一日までの間は、支給認定に係る障害者等及び支給認定  
基準世帯員について指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療  
のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定に  
よる市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二  
十三万五千円以上であり、かつ、当該支給認定に係る障害者等が高額治療継続者で  
あることとする。

（平一九政一九一・平二一政九一・平二四政二六・平二七政一一九・一部改  
正）

（指定自立支援医療に係る負担上限月額の経過的特例）

第十三条 指定自立支援医療（育成医療を除く。）に係る負担上限月額は、第三十五  
条第一項に規定するもののほか、平成三十年三月三十一日までの間は、前条で規定

する基準の経過的特例に該当する支給認定障害者等については、二万円とする。

2 育成医療に係る負担上限月額、第三十五条第一項に規定するもののほか、平成三十年三月三十一日までの間は、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条で規定する基準の経過的特例に該当する者 二万円

二 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千元未満であつて、当該支給認定に係る障害児が高額治療継続者以外のものである場合における当該支給認定障害者等（次号に掲げる者を除く。） 一万円

三 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が三万三千元未満であつて、当該支給認定に係る障害児が高額治療継続者以外のものである場合における当該支給認定障害者等 五千元

（平一九政一九一・平二一政九一・平二四政二六・平二七政一一九・一部改正）

（指定療養介護医療等に係る負担上限月額の経過措置）

第十三条の二 平成十八年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間、第四十二条の四第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者（二十歳未満の者を除く。）の指定療養介護医療等に係る負担上限月額は、同条の規定にかかわらず、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

（平一八政三一九・追加、平一九政二三五・平二一政九一・平二一政一六七・平二四政二六・平二七政一一九・一部改正）



附 則 （平成一八年三月三十一日政令第一五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年八月三〇日政令第二八六号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則 （平成一八年九月二六日政令第三一九号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則 （平成一九年四月一日政令第一五六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年六月二七日政令第一九一号）

この政令は、平成十九年七月一日から施行する。

附 則 （平成一九年八月三日政令第二三五号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年三月三十一日政令第一一六号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年六月二七日政令第二一二号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の規定は、この政令の施行の日以後に行われる障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス、同条第十九項に規定する補装具の購入又は修理、同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等及び同法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療並びに障害者自立支援法施行令第十九条第一項に規定する居宅サービス等並びに児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援（以下この条において「障害福祉サービス等」という。）について適用し、この政令の施

行の日前に行われた障害福祉サービス等については、なお従前の例による。

第三条 この政令の施行の際現にこの政令による改正前の障害者自立支援法施行令第十七条第三項又は附則第十一条第三項の規定が適用されていた障害者自立支援法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等（同法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等若しくは同法附則第二十条に規定する旧法指定施設に入所する者（二十歳未満の者に限る。）又は同法第五条第五項に規定する療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）に限る。）に関する当該支給決定障害者等（児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者である場合を含む。）と同一の世帯に属する者については、当該支給決定障害者等が満二十歳に達するまでの間は、なお従前の例による。

附 則 （平成二十一年三月三十一日政令第九一号）

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十一年六月二六日政令第一六七号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十一年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の規定は、この政令の施行の日以後に行われる障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス及び同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等並びに障害者自立支援法施行令第十九条第一項に規定する居宅サービス等及び同令第四十二条の四第二項に規定する指定療養介護医療等並びに児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援及び同法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療（以下この条において「障害福祉サービス等」という。）について適用し、この政令の施行の日前に行われた障害福祉サービス等については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十一年七月二三日政令第一八七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二十一年一月二四日政令第二九六号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則 （平成二二年四月一日政令第一〇六号）

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の規定は、この政令の施行の日以後に行われる障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス、同条第十九項に規定する補装具の購入又は修理及び同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等並びに障害者自立支援法施行令第十九条第一項に規定する居宅サービス等並びに児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援及び同法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療（以下この条において「障害福祉サービス等」という。）について適用し、同日前に行われた障害福祉サービス等については、なお従前の例による。

附 則 （平成二三年九月二二日政令第二九六号）

この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 （平成二四年二月三日政令第二六号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成二四年九月二〇日政令第二四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

（施行の日 = 平成二四年一〇月一日）

附 則 （平成二五年一月一八日政令第五号）

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成二五年二月一五日政令第三五号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の際障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「令」という。）の規定により都道府県知事がし

た処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に法若しくは令の規定により都道府県知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が処理し、又は管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市町村長のした処分その他の行為又は市町村長に対してなされた申請その他の行為とみなす。ただし、施行日前に法に基づき支給され、又は支給されるべきであった自立支援医療費の支給に関する費用の支弁、負担及び徴収については、なお従前の例による。

- 2 施行日前に法又は令の規定により都道府県知事に対し報告その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないもので、施行日以後法又は令の規定により市町村長に対して行うべきこととなるものは、施行日以後においては、市町村長に対して報告その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなす。

附 則 (平成二五年四月一二日政令第一二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十五年四月十三日)から施行する。

附 則 (平成二五年一一月二七日政令第三一九号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年三月三一日政令第一二七号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令及び第二条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後に行われる児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援、同法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援及び同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス及び同条第二十三項に規定する補装具の購入又は修理並びに障害者の日常生活及

び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の四第一項に規定する居宅サービス等（以下この項において「指定通所支援等」という。）について適用し、同日前に行われた指定通所支援等については、なお従前の例による。

附 則 （平成二六年四月一八日政令第一六四号）

この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則 （平成二六年七月三〇日政令第二六九号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附 則 （平成二六年八月八日政令第二七八号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附 則 （平成二六年九月三日政令第三〇〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

（施行の日 = 平成二七年四月一日）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条 第十条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十二條第一項第十号から第十二号まで若しくは第二項第九号（同条第一項第十号から第十二号までに係る部分に限る。）、第二十六條第一項第三号（同令第二十二條第一項第十号から第十二号までに係る部分に限る。）若しくは第二項第二号（同令第二十二條第一項第十号から第十二号までに係る部分に限る。）、第二十六條の十（同令第二十二條第一項第十号から第十二号までに係る部分に限る。）又は第二十六條の十六第一号（同令第二十二條第一項第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にした行為によりこれらの規定に規定する法律の規定により罰金の刑に処せられた者又は施行日以後にこれらの規定に規定する法律若しくはこれらの規定に規定する法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為を行った者について適用する。

（平二六政三五八・一部改正）

附 則 （平成二六年十一月二日政令第三五七号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則 （平成二六年十一月二日政令第三五八号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、附則第十三条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二六年一月一九日政令第四〇八号）

この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則 （平成二七年三月二七日政令第一一九号）

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成二七年三月三十一日政令第一三八号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中介護保険法施行令第十六条第一号の改正規定、同令第二十二條の二の改正規定（同条第五項第一号の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）及び同条第七項の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）を除く。）、同条を同令第二十二條の二の二とする改正規定、同令第二十二條の次に一条を加える改正規定、同令第二十二條の三及び第二十五条第一号の改正規定、同令第二十九條の二の改正規定（同条第五項第一号の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）及び同条第七項の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）を除く。）、同条を同令第二十九條の二の二とする改正規定、同令第二十九條の次に一条を加える改正規定並びに同令第二十九條の三第三項及び第三十三條の改正規定、第四条の規定（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二條の二第五項第一号の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）、同条第七項の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）及び同令第三十五條の二第十六号の改正規定を除く。）、第八条の規定、第十二条中国民健康保険法施行令第二十九條の四の二第一項の改正規定、

第二十条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令  
第四十三条の五第一項第三号の改正規定並びに第二十一条中高齢者の医療の確保  
に関する法律施行令第十六条の二第一項第四号及び第五号の改正規定並びに次条  
及び附則第五条から第十二条までの規定 平成二十七年八月一日

附 則 （平成二七年八月二八日政令第三〇三号）

この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の  
施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。

附 則 （平成二七年十一月二六日政令第三九二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行  
する。

（経過措置の原則）

第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの政  
令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請  
に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を  
除き、なお従前の例による。

附 則 （平成二七年一月一六日政令第四二六号）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二八年三月四日政令第五六号）

この政令は、公認心理師法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二  
十八年三月十五日）から施行する。